

平成9年度研究紀要

第 3 集

		目	次
はじ	めに		
線刻を	もつ横穴墓		1
坂口	圭太郎		
竈門寺	宇原遺跡出土土器の貧	蛍光X線分析・	13
三辻	利一		
長谷部	了善一		

平成10年3月

熊本県立装飾古墳館

はじめに

本館も開館以来6年、館職員一丸となって、御来館の方々の御期待と御要望に応え得るべく、展示の構成や展示物の充実に心を砕いてまいりました。また、年二回の企画展を開催すると共に、県民参加型の博物館として体験学習を重視し、学校週五日制にも対応、館内外での体験学習会も実施いたしております。お蔭様で昨年の7月には、開館以来の入館者数が30万人を突破いたしました。これまで御来館頂いた皆様には、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本館の研究紀要は、平成4年度に第一集、同7年に第二集を発行してきましたが、この度第三集を刊行致すことになりました。当館初代館長の館運営の基本方針のなかに、館職員として「旺盛な研究意欲を持て」という言葉がありますが、私たちは多忙を隠れ蓑に、今まで博物館学芸員としての研究の方は、若干おそろかになっていた嫌いがあるようです。

研究紀要としては、未だ第三集目で三才児と言ったところです。内容については未熟な点も多々ありますが、活字にして出版することに意義を見い出し、今後も館職員の研修の場として、大切に育てて行きたいと考えています。

今後とも、皆様からのご指導ご鞭撻を頂きますよう、宜しくお願いいたします。

平成10年3月31日

能本県立装飾古墳館・副館長 桑原 憲彰





竈門寺原1号墳出土須恵器

線刻をもつ横穴墓

坂口圭太郎

はじめに

装飾古墳は全国で600あまりの事例が知られており、その装飾において様々な手法が取られている。 線刻は、装飾のなかでも被葬者に対して明確な意図をもって刻まれたのかどうかの判断が難しく、また、なかには悪戯で重ね描きされているものもあり、慎重な検討が要される。

特に、横穴墓では、開口時期が比較的古いものが多く、近年まで貯蔵庫や住居として利用されていた ため、内部が著しく傷つけられており、埋葬に伴う装飾であると明確に判断できるものが少ない。

本地名表では、現時点において、網羅できるものについては多くの資料を提示すべきと考え、一部判断が分かれるものについても表中に記載した。

各地域における線刻について

横穴墓における線刻は地域毎に特徴が認められる。

九州は全国でも装飾古墳が数多く存在している。なかでも横穴墓は相当数築造され、またその装飾も 多様である。最も多く見られる線刻は円文や三角文である。他に熊本県では外壁に人物や武具類が浮彫 によって表現され、その上から赤で彩色を施されているものが良く知られている。また、一部の横穴墓 では、石室あるいは家屋を意識したものと考えられる垂木状のものが確認される。福岡県では北部の横 穴墓に鳥や格子文等が認められる。

山陰では、島根県の横穴墓に船や人物、動物等が描かれている。

近畿に入ると、大阪府柏原市の横穴墓に人物や鳥や船等がみられる。

東海では人物が多く描かれ、またなかには、仏像に似た人物が描かれているものもあり、造られた時期を考えるうえで十分に検討を有する。他には、鳥や幾何学文の図柄もみられる。

関東でも、東海地方と同様に人物が多く描かれているが、なかには仏像と指摘されるものが含まれており、後世の追刻でないかとの意見もあり、東海地方の事例とともに慎重に検討しなければならない。 その他に船、馬等が確認されている。

また、千葉県茂原市と長柄町の事例では、明らかに家屋を意識したものが多数あり注目される。一方、内陸の福島県ではこの地域独自の様相として、木の葉や渦巻文が認められる。

北陸は、日本海に面し海上交通の要衝として古代から栄えてきたところでもあり、海に関連して船や 魚等が描かれている。近年、富山県高岡市では馬と人物を描いた横穴墓が発見された。

東北の宮城県では、円文や船等が報告されている。

今後の課題について

近年、各地でも史誌編纂等で史跡の調査が進むにつれ、従来明確でなかった横穴墓の資料が随分増えてきたように思える。

増加資料とともに、群中における構成等の分析も重要な課題とされる。その足掛りとして、同じ墓群の中で、装飾をもつものと、もたないものについて揚げられる。外壁に描かれる場合、その支群内のすべてに対するものと考えられないことも無いが、飾り縁に装飾が施されるものは、墓群内の有力者である個人に対する可能性もあり、規模や、立地場所等を踏まえ明らかにする必要があろう。

また、墓群内において線刻後に彩色を施すものがあるが、彩色を施さないもの、あるいは、彩色のみで描かれるものとの違いについても検討しなければならないだろう。

~全国の線刻をもつ横穴墓地名表~

熊本県

						
横穴幕名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
古城 16 号横穴幕	熊本市占城町3-1	閉塞石	盾?	線刻	須恵器·金環·鉄 滓	
* 39 号 横 穴 墓	*	*	文字?「火安」か「火守」	,	鉄滓	
· 46号横穴墓	,	玄室	船(帆船)?	,		
つつじが丘横穴B群1号幕	熊本市黒髪7丁目547の1他	羨道右側壁	平行斜線	線刻	須恵器・土面器・馬具・ヤリガンナ・ 鉄鉄・刀装具・全環・王頭	を1 (群中 にも3基確認
今村岩の下 I -1号横穴墓	玉名郡南関町今岩の下	飾り縁・奥屍床	円文·連続三角文	線刻彩色	周辺部より須恵器と 土師器を採集	
今村岩の下Ⅲ-2号横穴墓	*	奥屍 床	連続三角文	線刻		
石貫穴観音2号横穴墓	玉名郡岱明町野口	奥屍床仕切・羨門・ 飾り縁	円文·連続三角文·舟形	彩色·浮彫彩色· 浮彫·線刻		
石貫ナギノ6号横穴墓	玉名市石貫安易寺	飾り縁	三重円文・珠文・三角文	線刻彩色		
/ 8号横穴墓	玉名市石貫ナギノ	玄室・屍床仕切・羨 門・飾り縁	二重円文·菱形文·連続三角文· 弓矢·大刀·連続亜形文	線 刻彩色· 線刻浮彫		
9号横穴墓	*	玄室・屍床仕切・羨 門・飾り縁	二重円文・菱形文・弧 文·X文	線刻·線刻 彩色		
· 12号横穴墓	*	玄室	大刀・連続X文・連続三 角文	浮彫·線刻		
17号横穴墓	,	玄室·奥屍床仕切	舟形·連続三角文·円文	*		
19号横穴墓	*	飾り縁	円文·X文	線刻		
∞ 30号横穴墓	*	玄室·屍床仕切	舟形·連続三角文	線刻・浮彫		
〃 37号横穴墓	*	飾り緑	門文·X文	線刻彩色		
∞ 39号横穴墓	*	玄室・飾り縁	連続三角文	線刻		
∞ 40号横穴墓	*	玄室	連続三角文	,		
〃 45号横穴墓	*	玄室屍床仕切・飾り 縁	同心円文·山形文·舟形	彩色·浮彫	鉄鉾·鉄鏃	
石貫古城 I-7号横穴墓	*	玄室	不明	線刻		
√ I - 16 号 横 穴 墓	玉名市石貫古城原	*	斜線	*		
√ I - 26 号 横 穴 墓	*	,	三角文	,		
〃 Ⅱ-3号横穴幕	*	*	植物?•不明	*		
〃 Ⅱ-13号横穴幕	*	*	人物・舟	*		
原 3 号 横 穴 墓	玉名市富尾原	*	シダ状平行斜線・人物・ 盾	*		
· 7 号 横 穴 墓	*	玄室・飾り縁	連続三角文·門文	彩色·線刻		
10 号 横 穴 墓	,	玄室屍床仕切	舟形	浮彫		
· 12 号 横 穴 墓	*	玄室	連続三角文	線刻		
· 13 号 横 穴 幕	*	,	連続三角文・円文	*		
· 15 号 横 穴 墓	*	*	斜線	*		
城迫間2号横穴墓	玉名市溝ノ上城迫間	飾り緑	舟	*		
《 4号横穴墓	*	玄室	带状文	*		
長 力1号横穴墓	玉名郡菊水町瀬川長力	飾り縁	円文・三角文・連続三角 文	線刻彩色		
北 原 3 号 横 穴 墓	玉名郡菊水町瀬川北原	玄室	不明	線刻		
田中城横穴墓1群の1基	玉名郡三加和町大字春富字 和仁	玄室與屍床前·與 壁·右側壁	菱垣状文	,		

	横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
田中城	成横穴2群の1基	玉名郡三加和町大字春富字 和仁	玄室側壁	斜線	線刻		
小原油	甫 HI 2 号 横 穴 墓	山鹿市小原浦田	外壁	人物·馬	浮彫		
,	3号横穴墓	*	淡道	人物	浮彫		
小原プ	大塚 13 号 横 穴 墓	山鹿市小原大塚	玄室奥屍床仕切	舟形	*		
*	39 号 横 穴 幕	*	美道・外壁	靫・人物・舟・その他	*		
"	41 号 横 穴 幕	*	外壁	舟・人物	線刻・浮彫 彩色		
,	53 号 横 穴 幕	"	玄室	垂木状の屋根	陰刻		
,	54 号横穴墓	,	*	*	,		
,	55 号 横 穴 墓	,	*	*	線刻		
,	75 号 横 穴 墓	,	玄室屍床仕切	舟形	浮彫		
,	91 号 横 穴 墓	,	玄室	X文·(菱形文?)	線刻		
長	岩 41 号 横 穴 幕	,	外壁	靫	浮彫	S39年須恵器他 出土	
*	46 号 横 穴 幕	•	*	舟	浮彫彩色		
,	48 号 横 穴 墓	,	,	人物	,		
*	49 号 横 穴 墓	*	飾り縁	連続三角文	線刻彩色		
,	55 号 横 穴 幕	*	玄室・奥屍床仕切	連続三角文・ 四角錘台形突起	線刻彩色· 浮彫·線刻		
,	56 号 横 穴 墓	*	*	,	浮彫·線刻		
,	52 号 横 穴 幕	*	*	人物・馬・靫	浮彫		
,	91 号 横 穴 墓	*	玄室・奥屍床仕切・ 外壁	連続三角文・彫りかけ	浮彫・線刻 彩色		
*	92 号 横 穴 墓	*	外壁	盾	,		
*	101 号 横 穴 幕	*	"	人物・盾・馬	,		
*	108 号 横 穴 墓	*	,	人物・靫・弓・舟	浮彫彩色		
*	109 号 横 穴 墓	*	,	盾	,		
鍋	田 6 号 横 穴 墓	山鹿市鍋田	玄室奥壁	連続三角文・ 逆V字状文・	線刻		
*	7 号 横 穴 墓	,	外壁	弓·矢	浮彫彩色		
*	8号横穴墓	,	,	盾・弓・靫・人物・剣?	浮彫		
*	12 号 横 穴 墓	*	外壁・玄室	盾・靫・鞆?・馬?	浮彫彩色		
*	14 号 横 穴 幕	,	美門	靫	,		
*	21 号 横 穴 幕	*	外壁	戦?	*		
*	26 b 号横穴墓	,	玄室	鳥?	線刻		
*	26 d 号横穴墓	*	,	人物・その他	,		
,	27 号 横 穴 墓	,	奥壁・外壁	連続三角文・人物・靫・ 鞆・刀子・盾・弓矢・剣	浮彫彩色		
*	33 号 横 穴 墓	,	外壁	琴を持つ人物?	,		
,	46 号 横 穴 墓	*	,	靫?(未完成)	浮彫		

	横穴墓	名			所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
鍋	⊞ 49	号书	黄穴	荔	山鹿市鍋田	玄室	円文·連続三角文·靫	線刻		
*	50	号书	黄穴	墓	*	玄室奥壁	連続三角文·平行線	,		-
*	52	号板	黄穴	墓	,	*	連続三角文	線刻彩色		
*	53	异核	黄穴	墓	,	玄室	連続三角文·靫	彩色·線刻		
付	城 67	号档	黄穴	墓	山鹿市城付城·小原	玄室與屍床仕切	連続三角文・	彩色線刻		
,	72 -	号 梭	大	墓	,	玄室與屍床	円文·連続三角文	彩色·線刻		
城	20 -	宁 枝	有穴	43	山鹿市城字城	外壁	人物·盾	彩色浮彫		
*	21 -	号 桢	贵穴	Æ.	,	,	靫·盾	"		
岩 原	I - 14 -	子 桢	大	2	鹿央町岩原塚原	玄室屍床仕切	枠べそ?	浮彫彩色		
,	I - 15 +	子 植	大	茲	,	玄室·屍床仕切	連続三角文	線刻彩色		
,	I - 23 +	子 桢	大	Æ	*	玄室側壁	平行線?	線刻		
*	I - 32 +	子桢	大	墓	,	外壁	靫	浮彫彩色		_
*	V - 6 +	 子 植	大	#	*	前室奥壁	靫・円文	線刻·彩色	V群中より6世紀後半 の須恵器を採集	
桜ノ	L I - 1	号书	黄穴	22	鹿央町岩原大野原·清水	前室奥壁·後室仕 切·後室奥壁	f 字状文・連続三角文・ 靫?・円文	線刻·彩色	須恵器·鉄鏃·鉄 鍬·金環	
御	領横	Ť	7	墓	城南町東阿高八尾	美門上部	円文	線刻		
牛 颈	横穴	2	号	茲	城南町東阿高一位田	閉塞石	靫	,		
大 村	横穴	4	号	墓	人吉市城本町城本・島岡	外壁	盾·鞎·剣?	浮彫彩色		
	,	5	号	墓	,	,	靫·剣	浮彫・線刻 彩色		
	,	7	号	茲	,	,	三角文·連続三角文 靫·弓·馬·他	浮彫彩色		
	,	11	号	墓	,	*	円文・刀子・靫・鞆?	浮彫彩色 浮彫		
	,	13	뭉	墓	,	*	円文·盾·大刀	浮彫彩色 線刻彩色·線刻		
	,	14	号	葉	,	*	靫·車輪文·盾	浮彫彩色 浮彫		
	,	156	号	墓	,	外壁·玄室·飾り縁	同心円文・靫・弓	陰刻彩色 浮彫		_
京ヶ	峰 横 方	: 1	号	墓	錦町西袞毛田	外壁	靫・人物	線刻彩色 浮彫		
小	原横刀	₹ 4	号	墓	相良村柳瀬井沢小原	,	円文	線刻彩色		

福岡県

		横ź	六墓 :	ጀ				所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
古		月	2 5	} ‡	黄	穴	墓	鞍手町大字古門字兵丹	玄室	助物?	線刻	須恵器·金環	
	"	-	6 5	}	黄	穴	4	*	*		線刻	須忠器·金環	
	,		9 5	; ŧ	黄	穴	茲	,	,	斜格子文	線刻·彩色	須恵器·金環	
城	脂	要	横	:	穴		墓	氯田町大字佐伯字城腰	*	人物	線刻	須恵器·鉄器(武器)	消失
土	手。	の内	1 -	}	黄	穴	墓	中間市大字垣生字土手の内	*	舟·弓·矢·動物?	線刻		消失
瀬) = ;	横グ	. 墓	i ii	ŧ:	14	号	中間市大字垣生字瀬戸口	*	円文・舟・騎馬人物・鳥	線刻·彩色		

横穴幕名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
垣生羅漢山横穴墓3 a −1号	中間市大字垣生字羅漢山	前室	.ts	彩色·線刻	鉄器(武器)・装 身具・須恵器	
水町横穴墓群A-13-1号幕	直方市大字上境字水町49-1	玄室	13?	線刻		
〃 B-18- I 号幕	,	,	島?・その他	,	鉄器(武器)・装 身具・須恵器	
相坂横穴墓14号墓	北九州市八幡西区大字本城	*	人物·動物·縦縞 格子文	,	須忠器	
√ 15 号 墓	,	*	縦縞·格子·文	,	須忠器	

島根県

		栊	穴	墓名				所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
+	Æ	免	撗	穴 1	-}	j.	Q.	松江市矢田町十王免	玄室奥壁・側壁	舟にのる人物・その他	線刻		
		4		2	Ą	<i>}</i>	幕	"	,	ゴンドラ状の帆船・その他	*		
		"		7	ý	÷	泵	*	*	矢をつがえた人物	*		
狐	谷	横	次	6	7	;	Q.	松江市山代町狐谷	玄室側壁・前天井 壁	狩人·動物	*	須恵器	
		,		12	÷	;	梨	*	,	狩人・帆掛け舟?	,		
		,		15	£] .	2	*	,	Ωに似た文様(カエル?)	,	須恵器	
深	Ш	l 1	ř	横	穴		Q.	出雲市芦渡町大字保知石字 深田谷	後室奥壁·側壁	人物	*		天井に 朱あり
飯	,	Į.	li	横	穴		墓	西鄉町岬町	玄室奥壁・側壁	人物·盾·動物·家屋等	*		

大阪府

	横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
安福寺	产横穴10号幕	柏原市玉手町	玄門袖部	人物·騎馬人物	線刻		
高井田村	黄穴 1 - 5 号墓	柏原市高井田	玄室	人物·葉·太陽?·格子文· 樹木	,		
*	1 - 12 号 幕	*	*	円文·魚	,		
*	1-21号墓	,	,	人物・木の葉	,		
,	1 - 22 号墓	*	,	鳥・人物	*	-	
,	2-3号墓	,	玄室・羨門	騎馬人物・鳥・格子文・ 渦巻文?	,	<u>.</u>	
*	2 - 5 号幕	*	玄室	家屋・人物・犬牙文	*	_	
*	2-10号幕	*	*	人物・騎馬人物・幡・翳	,	-	
*	2-11号幕	,	,	X字文	*		
,	2 - 12 号 墓	,	玄室·玄門	舟・人物・鳥・帆船・魚・太 陽・縒網・格子文・忌垣	,		
*	2 - 14 号幕	*	玄門	迎華文·鋸歯文	,		
,	2 - 23 号 蟇	*	玄門·淡道	騎馬人物・渦巻文・幡・ 人物	,	-	
4	2 - 27 号 墓	*	玄室	人物·獣·鳥·家屋·舟?· 鳥居?·翳	,		
*	2 - 28 号 墓	*	*	人物·騎馬人物·X字文	,		
,	2 - 33 a 号 幕	,	玄門	格子文?·人物?	,		
,,	2-33b号幕	,	玄室·玄門	幾何学文	,		

	横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
高井田	横穴3-2号幕	柏原市高井田		人物·唐草文?	線刻		
*	3 - 6 号 慕	*		人物・舟	3		
,	3-8号墓	,	玄室	人物・同心円文	*		
"	3-8号墓(花の窟)	,	玄門·涘道	人物·花文	*		
,	3 - 12 号 墓	,	玄室	戈を持つ人物・弓矢・人物・綾 杉文・三又?・樹木他	*		
,	3 - 14 号墓	,	玄室·與屍床仕切· 羨道	馬·靫·鳥居?	*		
,	4 - 4 号幕	,	玄室	鳥·盾?·家屋?	*		
*	4-28号墓	,	*		*		
,	4-34号幕	,	*	格子文	*	-	
*	4 - 40 号 墓	,	,	幾何学文	,		
,	4 - 7 号墓	*	,	人物·幾何学文	,		

静岡県

横穴幕名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
字刈横穴B-1号墓	袋井市大字字刈字三沢	玄室奥壁・側壁	蓮の花?	線刻		後世の追募の 可能性もある
∞ B - 11 号 墓	,	玄室		,		後世の追知の 可能性もある
菅ヶ谷横穴 B − 3号墓	ヶ 大字国本字菅ヶ谷		水鳥・鎌・騎士・馬・扇子	,	須恵器(高杯脚)	後世の追募の 可能性もある
春 岡 横 穴 B - 3 号 墓	, 春岡		スッポン・家・水鳥	,		
観音堂横穴3号幕	森町飯田字本堂		人物・鳥(鴨?鶴?)	*	須恵器·土師器	
· 10号墓	,		盾	,	耳環・丸玉(ガラス・鉱物)	

神奈川県

		;	横穴	墓名	i			所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
洗	馬	谷	横	穴	1	号	幕	鎌倉市関谷字下坪373	玄室	線	線刻		
		,			2	号	墓	*	,	船にのる人物・武器?	*		
		,			3	号	慕	*	*	人物	*		
		,			4	号	2	,	*	三角文・人物	,		
Ŧ	菜	が	谷;	横り	t 1	号	兹	御成町22	*	人物	,		
森	久	谷	横	穴	7	号	墓	藤沢市川名字森久台259	,	人物・鳥	*		
新	林	右	横	穴	1	号	墓	藤沢市川字新林	,	幾何学文?	*		
坂		本	ŧ	黄	穴	:	墓	横須賀市坂本町2-13	*	馬	,		
堂	後	۱,	横	穴	9	号	慕	中郡大磯町堂後下2066	,	人物・盾・船・弓	,	須恵器(杯·菱)・金 環・鉄鉄・直刀	
		,			12	号	幕	*	,	人物·弓	*	須恵器(甕)	
庄	ケ	久	保有	黄穴	. 8	号	茲	中郡大磯町庄ヶ久保1844-1	,	人物(三尊仏?)	,	須恵器(豊)	
清	水	北	横	穴	1	号	墓	中郡大磯町東小磯字清水 646·647	,	人物(三尊仏?)	,		

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
たれこやと横穴 20 号 驀	中郡大磯町虫窪たれに谷戸 56	玄室	仏像	線刻		21号幕 か?
権現田横穴7号幕	中郡大磯町国府新宿字権現 田	,		,		
9 号 墓	*	*		,		
諏 訪 脇 横 穴 1 号 慕	中郡二宮町中里諏訪脇518	,		,		
諏訪脇横穴H-14号墓	中郡二宮町中里諏訪脇	,		,		彩色の可 能性も
大 日 ヶ 窪 横 穴 1 号 墓	中郡二字町一色字大日ヶ窪	,		,		
9号墓		*		,		
越ノ山横穴2号幕	高座郡寒川町岡田字越ノ山 3049	,	人物顏(仏像?)	,		
4号墓	,	*	人物·枝?	,		
羽根尾つくだ横穴4号幕	小田原市羽根尾字板取	,	人物他	,		羽根尾板取機穴 3号墓七月一か
早 野 横穴幕	川崎市麻生区早野889	,	人物·馬·他	,	須恵器・土師器・金 環・刀子・鉄鏃	
久地西前田横穴2号墓	川崎市高津区久地487-1他	*	人物·船	,	直刀·土師器	
王禅寺白山横穴1号幕	川崎市麻生区王禅寺1785	玄室内壁	人物·馬·建物·弓矢·樹 木·魚	,		
⋄ 横穴2号墓	*	,	直線(文の文字か)	,		
* 3号幕	*	玄室奥壁	人物(地蔵?)・文字(文化 の文字か)	,		
万田宮ノ入横穴2号幕	平塚市万田宮ノ入1137	玄室	人物	,		
, 6号墓	*	,	幾何学文	,	須恵器(杯)	
9 7 号幕	*	,	幾何学文?	,	須恵器(杯蓋)	
* 8号墓	*	,	人物·盾?·他	,	須 恵 器 (長 頸 瓶)・鉄鏃	
城 山 横 穴 群	平塚市岡崎字城山	玄室天井	幾何学文?	,	須忠器·馬具·金 環·人骨	
杉久保土合横穴墓	海老名市杉久保1711-1他	玄室		,		
熊ヶ谷横穴 2 号墓	横浜市緑区奈良町110	,	人物・船・他	,	須恵器・刀子・鉄鉄・弓飾り 耳環・ガラス小王	
/ 3号幕	*	*	扇状文	,		
· 7号墓	*	,	鳥·同心円文·斜格子文·放射状文	,	刀子	
新吉田四ッ家横穴2号墓	〃 北区新吉田962	,	鹿?·梯子状文?	,	土毎程·石製紡錘卓·王穎·直刀 刀子·鉄鉄·埴輪	
稲荷前横穴B-3号幕	⋄ 港北区	玄室奥屍床仕切	線	*		
挂町遺跡B地区横穴7号墓	, 戸塚区	玄室	水鳥	,		
中居丸山横穴 A-2号慕	戸塚区鍛冶ヶ町	,	武器	*		仲居丸山横穴A −1号裏と月ーか
桂 町 横 穴 7 号 募	/ 戸塚区桂町	,	4	,		
七石山横穴1号墓	〃 戸塚区小菅ヶ谷町	*	人物・武器	*		
6 号幕	*	,	人物	,		
12号幕	*	*	船	*		
仲居丸山横穴 A - 1 号慕	〃 栄区鍛冶ヶ谷345	*	不明	*		中居丸白横穴A -2号製と同一か
羽根板取横穴3号墓	小田原市羽根尾字板取195	,	人物	2		根尾父類な

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
羽沢付近横穴墓群中の1基	足柄下郡損町	玄室内壁	人物	線刻		
農業試験場内横穴幕	足柄中郡二宮町	*	仏像	*		

東京都

横穴慕名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
熊ヶ谷字カゴ山2区横穴2号墓	東京都町田市熊ヶ谷町	羨道部南壁	馬·人物	線刻	鉄鏃·人骨	

千葉県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
押 日 横 穴 3 号 墓	茂原市大字押日字狸谷	玄室	人而?	線刻		
山崎横穴1号幕	茂原市山崎	"	家屋?	,		
12 号幕	*	*	家屋?	"		
渋谷横穴墓群中の1基	茂原市北塚字堤前渋谷・宇 白幡	*		,		-
南条横穴11号墓	館山市南条東山	*	人物	,		
外部田横穴甲号墓	市原市外田部字岩井戸	,	人物・魚・鳥	,		
, 乙号墓	,	*	人物·鳥	*		
大和田横穴墓群中の1基	市原市大和田字緑岡	,	人物	,		
池和田横穴墓群中の1基	市原市池和田字宮部田	,	人物	,		
浅 問 台 横 穴 3 号 墓	市原市上原浅間台	,	人物	,		
内田横穴幕群中の1基	宮津市西大和字内田·立畑	,		,		
岩坂大満横穴 I 群1号募	宮津市岩坂·大満	玄室·羨道	帆船·網?	*		
岩坂大満横穴 I 群 2 号墓	,	,	船	,		
岩坂大満横穴 🏻 群 3 号幕	,	,	馬?·五輪塔?	*		
亀田大作谷横穴1号墓	宮津市亀田	,	人物?·馬?·船?	*		
钨谷東部横穴11号墓	長柄町大字鴇谷	玄室	人物·馬·烏	*		
源六谷横穴6号墓	長柄町大字源六谷	,	人物	*		
7 7 号 墓	,	,	人物	*		
千代丸, 力丸横穴 3 号幕	長柄町力丸籾ヶ谷	,	柱?	浮彫		
· 6号幕	*	*	家?·人物?	線刻		
〃 12号墓	*	*	家屋?	*		
〃 13号墓	*	*	家?	*		
〃 16号幕	,	*	家屋?	*		
· 25号墓	,	,	弓・刀・人物・翳	*		
· 26号墓	,	*	家屋?	"		
〃 27号幕	*	*	家屋?·鳥·人物	浮彫·線刻		

横穴著	—————— 幕名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
千代丸・力丸	横穴28号墓	長柄町刀丸籾ヶ谷	玄室	人物?	線刻		
,	30 号 幕	*	,	家?	*		
,	31 号墓	,	,	家?·鹿·船	浮彫·線刻		
,	32 号 墓	*	,	人物	線刻		
,	34 号 墓	*	*	家屋?	*		
,	36 号 墓	*	2	棟木?	*		

茨城県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
権現山下横穴1号墓	水戸市国井町字権現山	玄室		線刻	須恵器(提瓶) 土師器(杯)	
2 号 墓	*	*	楼閣・冑・連続三角文	,		
播 横 穴 6 号 墓	常陸太田市幡町	*	鳥·船·三重塔·竈?·他	*		
· 11 号 墓	,	,	孔雀·家·鳥居?·人物	*	玉類 (勾玉他)・須恵 器・直刀・金環	
高 貫 横 穴 驀	常陸太田市	*		*		
かんぶり穴横穴2号幕	日立市川尻町十王町	*	連続三角文・格子文・盾	線刻彩色		
11 号 嘉	*	,	連続三角文·格子文· 盾·長方形	,		
〃 14号墓	*	*	連続三角文	,		
17 号幕	,	,	斜行平行線	,		
猫 濶 横 穴 9 号 墓	金砂郷町大字高柿字猫淵	*	人物・	線刻		

福島県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
中田装飾横穴墓	いわき市沼ノ内字中田	〃 奥壁・側壁	並列三角文	線刻縁取り 後彩色	玉類·直刀·挂甲·馬具·鏡 須恵器·紡錘車也	6C末頃 築造か
館 山 横 穴 6 号 墓	いわき市植田町館山	,	渦巻文·馬(裸馬)	*		
千代鶴横穴3号墓	いわき市常盤水野谷町字千 代鶴他	玄室右側壁	人物·弓(槍?)·動物	,		
御 台 横 穴 A 群 5 号 幕	いわき市内郷御台・高安場	玄室左側壁	人物・木の葉	*		
清戸追横穴 A 群 7 号墓	双葉町新山字清戸迫	玄室奥壁	人物	線刻		
2 群 84 号 墓	*	*		,		
岩 井 迫 横 穴 4 号 墓	双葉町大字鴻字岩井追	*	三角連続文	,	土師器	中世の燈明 四・銭出土
上 追 横 穴 6 号 墓	双葉町字上迫	*	家·倉庫	*		
稲荷迫横穴1号墓	双葉町大字中田字稲荷迫	*	人物・鳥・家 (船?)	*	須恵器片	7C 頃 築造か
北目横穴墓群中の1基	双葉町字北目	*		*		
船 着 横 穴 幕	鹿島町塩崎字船着	〃 奥壁・側壁	人物·鹿·樹木?	線刻		
大 窪 横 穴 3 号 墓	// 江垂字大窪	玄室奥壁	武人 (甲冑を纏い、弓矢 をもつ)人物	*		
10 号 墓	*	*	家屋?	*		

	古墳名					所在地	図文のある場所	図文のある場所 図文の種類	施文の方法	去 出土品	備考		
糖	塚	横	7	₹ 3		宁	泉	鹿島町北海老字岩穴前	玄室奥壁	家屋?(切妻を表現か)	線刻	直刀片	7C前半 築造か
ፑ	Ш	根	横	穴	1	븃	墓	楢葉町大字北田	*	不明	*		
浪	岩	横;	大 .	A –	9	号	墓	小高町泉沢浪岩	*	人物	*		
地	部	池	横	穴	2	号	Ŗ	須賀川市大字滑川字十貫池	玄室天井	文字?(屋根を表現?)	,		文字は 「山・千」か?

石川県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
聖川寺山横穴3号墓	志雄町聖川寺山	玄室奥壁・側壁・天 井	船·格子·文	線刻		
· 16号墓	,	,	魚	*		
法 皇 山 29 A 号 墓	加賀市勅使町	玄室與壁·側壁	盾	陰刻	須恵器·土師器	
出雲横穴1号墓	志賀町出雲	*	葉?	,		
印内 ラントウ 横 穴1号 墓	夕 印内	玄室與壁	桊?	線刻		後世の装成 の可能性も
鈴内1山岸為重横穴5号墓	珠洲市若山町鈴内	*	格子目	*		
岩坂藤瀬山横穴1号墓	/ 岩坂町	玄室奥壁・天井	船·人物	*		後世の装餌 の可能性も
岩 坂 向 林 横 穴 1 号 墓	,	玄室奥壁	東木?	,	直刀	
* 2号墓	*	,	,	,	須恵器·土師器	
岩 坂 塚 亀 横 穴 8 号 墓	*	*	,	,		

富山県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
富山県江道横穴27号幕	高岡市江道字高宮	美道入口側外壁	馬	線刻	人骨	7 C 頃 築造か

宮城県

横穴墓名	所在地	図文のある場所	図文の種類	施文の方法	出土品	備考
高岩横穴18号墓	鹿島台町56番屋敷	玄室	珠文·船·動物	線刻彩色		
追戸A地区横穴1号幕	桶谷町追戸	*	「大」の文字	線刻	須恵器片 馬具(樹片)	-
矢本横穴28号墓	矢本町矢本字上沢目	,	同心円文	,	玉類・刀子・鉄鏃 直刀・その他	
混内山横穴6号幕	三本木町蟻が袋混内山	,		,		
9 7 号 幕	*	,		,		
蜂谷森横穴墓	小牛田町北浦字蜂谷森	,	武器?	線刻彩色?		

地名表の注釈他

今回、宮崎県の地下式横穴墓について表中には記載しなかった。別の機会に改めてまとめたい。

地名表作成にあたって、「装飾古墳」森貞次郎著、「日本装飾古墳の研究」斎藤忠著、「熊本県装飾古墳分布調査報告件」熊本県教委編、「装飾古墳の世界」国立歴史民俗博物館編、「出生の横穴墓」山陰横穴幕研究会編などの地名表を参考に、現地調査や該当する各地の教育委員会へ問い合わせ等を行い作成した。作成に当たって多くの研究者にご協力を頂いた。

※1 C群中でB群1号墓と同様の線刻が調査で見つかっている。また同じ群中の2基の閉塞石にも線刻があり、内1基については美門から見て内面に「井」の線刻が確認されている。 以上は調査者である美濃口氏のご教示による。

たまた 電門寺原遺跡出土土器の蛍光 X 線分析

三辻 利一

長谷部善一

はじめに

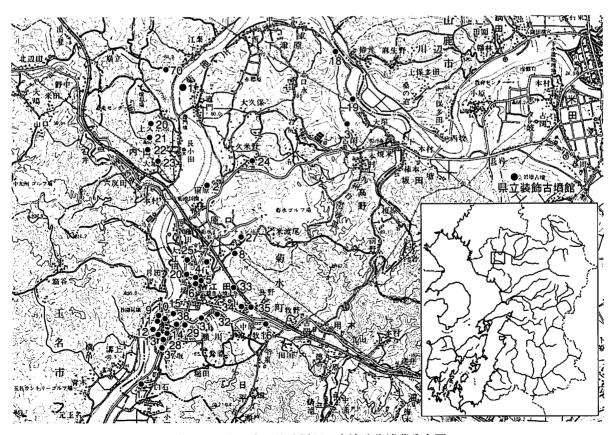
阿蘇山外輪山に源を発する菊池川は流域に多くの沖積平野、河岸段丘を形成し遥か昔から多くの人々にその肥沃な恩恵を与えてきた。その歴史は、旧石器時代から現代まで途切れることなく、連綿と受け継がれ現代にいたる。

今回は、竈門寺原遺跡A区で検出した、1号墳出土の須恵器及び土師器の胎土分析結果を示し、竈門寺原1号墳の性格について考察する。

第1部

1 地理的環境

鑑門寺原遺跡は、菊池川中流域に位置し、行政区分では玉名郡菊水町大字寺原に所在する。菊池川は、 山鹿市を抜けた地点から菊水町北部で大きく蛇行し、竈門地区にて南に流れを変え沖積平野である玉名 へ向い有明海に注ぐ。(第1図)



第1図 竈門寺原遺跡周辺 古墳時代墳墓分布図

表 1 竈門寺原遺跡周辺 古墳時代墳墓地名表

地図番号	遺跡名	所在地	指定種別	備考
1	衛門寺原遺跡	菊水町大字竈門字寺原		旧石器~古墳時代
	天御子山古墳	水字竈門字天御子		
2 3	高野古閑古墳	大字高野字古閑		円墳・箱式石棺
4	岩宮古墳	大字江田字中道	県指定史跡	前方後円墳・家形石棺
5	若宫舟形石棺墓	大字江田字中小路	'	
6	江田穴観音古墳	大字江田字中小路	国指定史跡	円墳・横穴式石室
7	天神平石棺墓	水字江田字皆行原		
8	土喰箱式石棺墓群	ヶ 大字江田字土喰		
9	京塚古墳	水 大字江田字清原		清原舟形石棺を含む
10	江田船山古墳	水字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳・家形石棺
11	虚空蔵塚古墳	大字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳
12	塚坊主古墳	水字江田字清原	国指定史跡	前方後円墳・装飾古墳
13	清水原家形石棺墓			
14	姫塚古墳	ヶ 大字瀬川字白石		
15	大久保舟形石棺墓	水 大字江田字馬場		
16	中原北池の本石棺墓	ヶ 大字瀬川字中原		
17	椿山古墳	ヶ 大字瀬川字白石・本村		家形石棺
18	下津原東三瀬横穴墓群	大字下津原字東		
19	大屋横穴墓群	大字大屋		
20	久井原高野横穴墓群	水 大字久井原字高野		
21	内田古閑横穴墓群	大字内田字古閑		
22	内田深田浦横穴墓群	水 大字内田字浦田浦		
23	内田今城横穴墓群	〃 大字内田		
24	久米野千が谷横穴墓群	〃 大字久米野字千が谷		
25	皆行原狸が浦横穴墓群	大字江田字皆行原		
26	いご横穴墓群	大字江田字氏無		
27	浦谷とんご山横穴墓群	大字原口字浦谷		
28	松坂横穴墓	/ 大字瀬川字白石		
29	長力横穴墓	/ 大字瀬川字長力	県指定史跡	
30	北原横穴墓群	大字瀬川字北原		装飾横穴墓
31	うぐいす原入口横穴墓	ヶ 大字瀬川字うぐいす原		
32	中原ボーシ下横穴墓	《大字瀬川字中原 		
33	寺山宮の東横穴墓	大字江田字寺山		
34	寺山小原坂横穴墓	大字江田字寺山		
35	牧野横穴墓	大字江田字牧野		
36	傾成が塔石棺墓群	大字久井原字傾成が塔		ł
37	松坂古墳	/ 大字瀬川		

遺跡の標高は海抜25m前後の狭い河岸段丘上に位置しており、背後に洪積台地が迫り、台地上に向かって緩やかな傾斜が見られる。

2 竈門寺原1号墳について

今回の調査区のなかでは、一番南に位置する調査区である。(第2図)

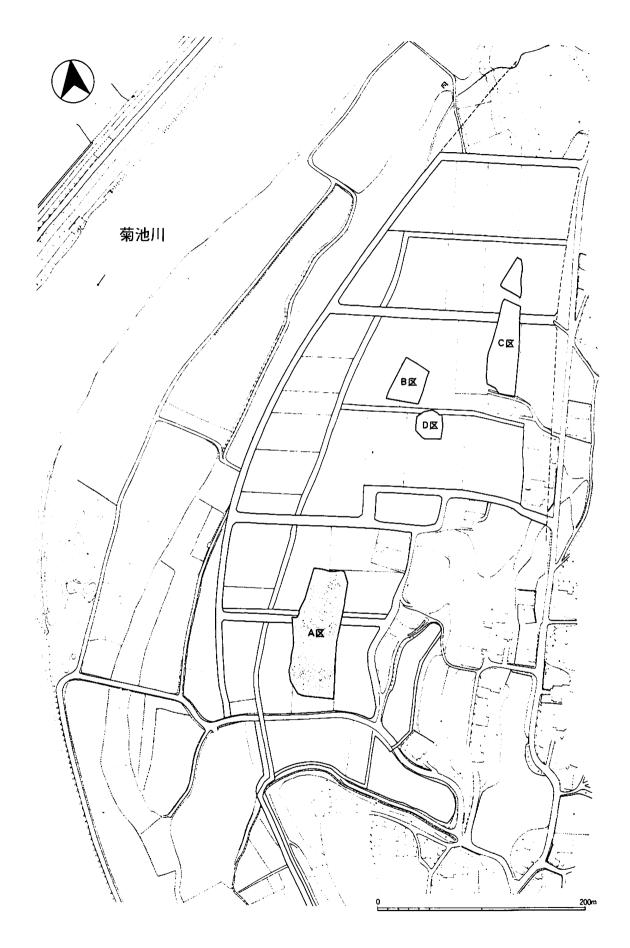
この調査区のすぐ下には、菊池川に伴う、湿地帯が深く台地の中に入り込んでおり舌状地を呈している。河川改修以前は、この地まで水が流れ込んでいた事がこの地形から判断される。

南端が舌状に飛び出したA区は、周りからの比高差が約7mから8mあり菊池川から見ると大きくせり出しているように見える。

この調査区において1号墳は検出された。墳丘はすでに削平を受け、主体部痕跡と周溝のみであった。 (第3図)

1号墳は、周溝外径で13.5mを計る円墳であり陸橋部中心を通る主軸方位は、S-39°-Eを測る。主体部は、石棺石材、遺物とも石棺掘込みのなかにわずかに残されていた。周溝内からは、須恵器・土師器とも良好な状態で検出できた。

この遺跡では、1号墳以外にも円墳が2基確認されているがここでは詳しく触れないので調査報告書を参照して頂きたい。



第2図 遺跡周辺地形図

3 遺 物

主体部は、削平を受けたときと思われるが石棺石材とともに撹乱を受けていた。しかし、調査時点で 撹乱の土が底部に近いところの土とほぼ同じ土であることと、時期差がみられる遺物が混入していない 事などから出土した須恵器・土師器については、1 号墳出土遺物として扱う事とした。

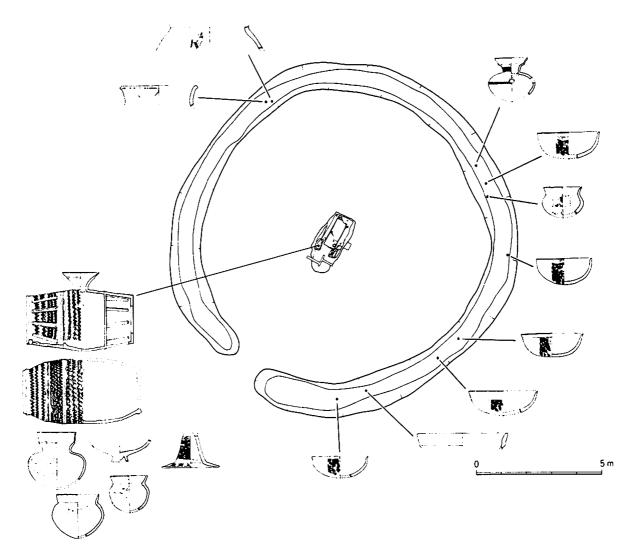
I 須恵器(第4図)

須恵器は主に、主体部掘込みから石棺石材とともに個体数にして3点、周溝内から1点、 計4点出土 している。

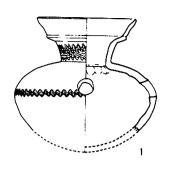
瓰(1)

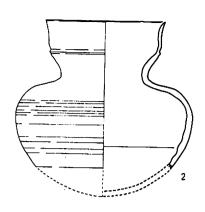
周溝内からの出土である。口縁部は緩やかに外反する頸部を持ち、口縁下部に1条の突帯が巡らされ、 頸部下部と胴部上面に接する間に波状文が見られる。

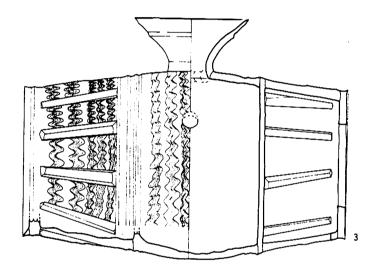
また、胴部の最大径に当たる部分にも上部波状文より細かい同様の文様が施されている。 底部は欠損しているが丸底であったと推定される。

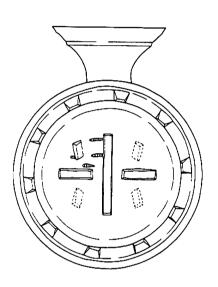


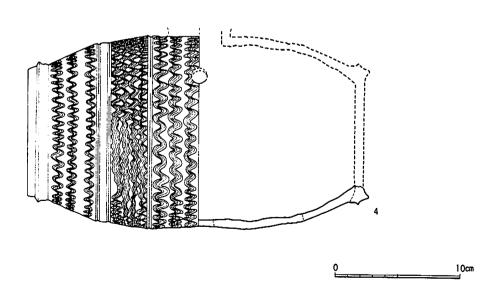
第3図 1号墳遺物出土地点



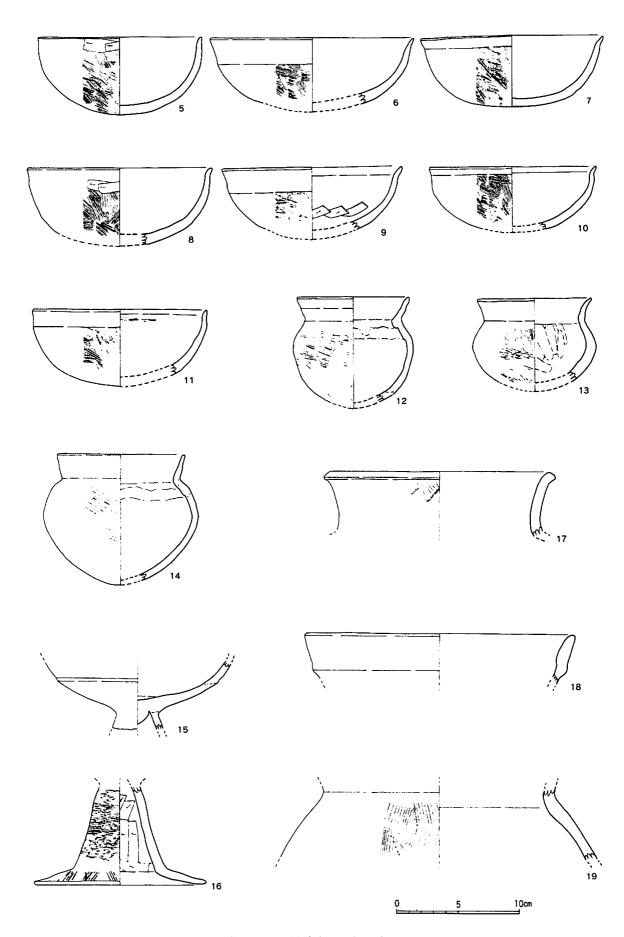








第4図 1号墳出土須恵器実測図



第5図 1号墳出土土師器実測図

表 2 1号墳出土器観察表

須恵器

No.	器種	出土地点	法	录	色調	胎土	調整
1	强	周溝部	口径 器高 最大胴部径	7.7cm(復) 10.6cm(復) 11.4cm(復)	明灰色(内外面とも) 外面に自然釉付着	細砂粒を少量含む	外-回転ケズリ 内-ヘラ削り調整
2	小型丸底壷	主体部一括	口径 器高 最大胴部径	9.6cm(復) 14.0cm(復) 14.1cm(復)	外:黒灰色 内:暗灰色	小砂粒を少量含む	外-カキ日調整 内-ヘラ削り
3	透かし付き 樽型座	主体部一括	口径 器高 横幅	9.2cm(復) 19.3cm(復) 25.8cm(復)	外:暗配色 内:明灰色	小砂を少量含む	外 - 回転ケズリ 内 - 回転ケズリ
4	樽型座	主体部一括	口径 器高 横幅	不明 17cm(復) 26.9cm(復)	外:暗灰色 内:明灰色	砂礫を少量含む	外-回転ケズリ 内-回転ケズリ

土師器

Na	器種	出土地点	法	:量	色調	胎土	調整
5	杯	周溝部	口径 器高	13.2cm 6.2cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
6	杯	周溝部	口径 器高	15.8cm 5.5cm(復)	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
7	杯	周溝部	口径 器高	15.0cm 4.9cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
8	杯	周溝部	口径 器高	15.0cm 5.7cm(復)	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
9	杯	周溝部	口径器高	14.9cm 5.4cm (復)	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
10	杯	周溝部	口径 器高	14.3cm 5.2cm (復)	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
11	杯	周溝部	口径 器高	14.6cm 5.6cm (復)	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面ともヨコナデ
12	小型丸底壷主 体部一括	口径 器高	胴部最大径	9.6cm 9.5cm (復) 9.9cm	外:茶褐色 内:茶褐色	小石·長石を多く 含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ
13	小型丸底壷	周溝部	口径 器高 胴部最大径	9·7cm 7.3cm (復) 10.0cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ
14	小型丸底壷	主体部一括	口径 器高 胴部最大径	10.2cm 10.3cm(復) 12.3cm	外:茶褐色 内:茶褐色	小石・長石を多く 含む	外面は縦ナデ 内面はヨコナデ
15	高杯·杯部	主体部一括			外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	内外面とも丁寧な ヨコナデ
16	高杯·脚部	主体部一括	底部最大径	14.1cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	外面は脚部で外方向に 丁寧なナデ
17	壷口縁部	周溝部	口縁部最大径	19.4cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む明燈色	外面は縦方向にナデ 内面は削りが見られる
18	複合口縁部	周溝部	口縁部最大径	21.1cm	外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む	内外面とも丁寧な ヨコナデ
19	壷?甕?	周溝部			外:茶褐色 内:茶褐色	砂粒・長石を少量 含む	外面は縦方向にナデ 内面はヨコナデ

小型丸底壷(2)

口縁部は、頸部より直で立ち上がり、短部はわずかに外半する。頸部中央に1条の突帯が巡りその直下で胴部に向かってくびれている。胴部最大径は上部に位置している。底部は欠損しているが丸底であったと推定される。胴部外面には、回転ケズリによる成形痕跡が残る。

透かし付き樽型郞(3)

1/3程度の破片からの復原である。中央部に容器としての区切られた部分が有り、両端に装飾と思われる透かしがある。透かしは製作過程のなかの半乾き状態時に鋭利な刃物によって外面から内面に向

かって切り込まれ、それぞれ両側に10ヶ所(推定)ずつ施されている。

器面には、中央(樽:容器)部分に一単位6本の波状文が3列、透かし部分に、同じく波状文が5列 施されている。透かし部分との境界には、沈線による区画がなされている。

中央樽部分と透かし部分との間には、板状の間仕切りがあり中央部が容器として使用できる状態とされる。透かし部分を横から見たところでは、中央に縦に透かしが入り、直行するように2ヶ所横透かしが入るとともに、小さく斜めから4ヶ所切り込みが見られる。さらに、横透かしと平行するように刺突文が4ヶ所施される。

樽型腿(4)

1/3程度の破片からの復原である。胴部は、中央部から両サイドに向かって緩やかに狭くなり中央から3本目の沈線で端部に向かって急に絞られていく。端部は、突帯状に1状巡る。注ぎ口を中心に左右に3ヶ所ずつ沈線で区切られた範囲が見られ、一単位それぞれ、中央部寄りから3・4・3本の波状文が5・4・4本ずつ施される。

Ⅱ 土師器(第5図)

土師器は総数15点出土し、うち主体部から小型丸底壺 2 点、高杯 2 点、周溝部から、杯、壷、複合口 縁土器、小型丸底壺が10点出土している。

小型丸底壺(12~14)

8·10は、内面に一部輪積み痕跡を残しているが、それ以外はナデ調整により丁寧な仕上げとなっている。表面は、ナデ調整の後、刷毛目による器面調整が行われている。

高杯(15・16)

脚部のおもての器面調整は細かい研磨が施されており、端部近くでは、刷毛による調整痕跡が残る。

杯(5~11)

すべて周溝部からの出土である。口縁部で直行する短部を持つものと、やや外半するものと 2 タイプ ある。口唇下部で刷毛目調整のあと、よこナデが施されているものと分類される。

壷形土器(17)

口縁部のみの出土である。口縁端部で一条の突帯が巡り、ナデによる成形が施される。頸部には刷毛 目調整後、ナデ調整が行われているが一部に刷毛目が残る。

複合口縁帯(18・19)

口縁部頸部で一条のゆるい張り出しが見られる口縁端部付近でやや厚みが増しており、胴部にかけて 緩やかに狭くなっている。

胴部は、表面に刷毛目が残り内面は、ナデによる調整痕が見られる。

4 蛍光X線分析を実施するにあたって

出土資料を一部破壊し、化学分析を実施するにあたり現在でもそのやり方には賛否両論がある。破壊 せずとも、分析値が導き出せる方法が開発される可能性は将来開発されるだろうが、現在その方法が確 立され最も妥当なデータを持つのがこの蛍光X線分析である。

蛍光X線分析とは実際にどのような分析方法で、どのような結果が得られ、どの程度の試料が必要な

のかを知るため、今回は直接、三辻利一教授の研究室へ資料を持参し試料採取を行い、分析方法についてお話を聞く機会に恵まれた。

今回分析を実施した試料数は、1号墳出土の須恵器・土師器の総数19点である。

須恵器

このなかでは特異な形をした「透かし付き樽型融」、色調・形も明らかに朝鮮半島のものか福岡県朝倉地方における初期須恵器窯からの資料と考えられる「小型丸底壷」の産地同定を主眼とし、その他の資料について、生産地の同定が考古学的見地からと化学分析からの見地に一致点が見出せるか試みとして行った。

須恵器について、考古学的見地からは第4図1及び4について、明らかに大阪陶邑出土のI形式の古い段階の須恵器であると思われ生産地は「陶邑古窯跡群」と判断した。

1の ®は、胴部の最大径が肩部よりやや下がり、併せて、口唇部下の突帯部の緩やかな形等から、 I 形式 3 か 4 段階ではないかと推定される。

また、4の模型 融は、製作時期判断の参考にされている「一般に体部のふくらみが少なく横に長い形態から、次第に中央部が膨れて体部の短いものに変化する傾向が認められる。」という特長が見られないこと、端部成形の成形手法等から1とほぼ同時期の資料であると判断される。

3については、口縁部の立ち上がり及び頸部の一条突帯、焼成及び胎土の表面観察について、1・4と ほぼ同じと判断したが、器形については例が見られなかったため、陶邑産ではないかという消極的な意 見に留めている。

その後、陶邑出土資料を実見させて頂き比較観察したが1・4の須恵器について、I形式3・4のTK216・TK208形式と想定される。

3は色調・胎土・焼成・器形など、1・3・4の須恵器とは違いが多く、陶邑古窯跡群の資料を実見した 限り違うと判断された。

その後、朝倉地方(小隈窯跡・山隈窯跡)の資料を実見した結果、陶邑以外で作られた初期須恵器か、 朝鮮半島から持ち込まれた陶質土器と想定した。

九州大学考古学研究室の調査で出土し、報告されている資料で類似する資料があり朝倉地方の須恵器であると思われたが、最後まで朝鮮半島の陶質土器の可能性も捨て切れなかった。

土師器

須恵器と違い、土師器については表面観察では形式の違い、焼成の違い等が見出せず、すべて一括資料として扱った。このなかから何がわかるか、何が出来るか見当もつかなかったが、須恵器と同時に分析実施しその可能性を探った。

以上の観察結果をふまえ、蛍光X線分析を三辻利一教授に依頼し、次のような結果が示された。

第2部

蛍光X線分析について

1 はじめに

古代土器の産地推定法の開発研究は窯資料出土須恵器の分析から出発した。全国各地の窯跡から出土した数万点の須恵器片を蛍光X線分析法で分析した結果、K、Ca、Rb、Srの4元素が特に有効に地域差を示す元素であることが見つけられた。窯間の相互識別は定性的にはK-Ca分布図やRb-Sr分布図でもできるが、定量的には2群間判別分析法という統計学の手法が適用される。

この方法を適用するためには、考古学的にも、また、元素分析のデータからも、いくつかの産地候補を選ばなければならない。この中から任意に2つの母集団を選び出して2群間の判別分析法を適用するのである。その際、窯または窯群の領域を決定するために、ホテリングのT検定が応用される。こうして決められた各母集団の領界は古墳出土須恵器にとっては母集団への帰属条件となる。

この条件を満足する母集団が産地と決定される。

この方法を窯跡の数が少ない初期須恵器に適用する場合には、在地窯と陶邑群間の2群間判別分析が 有効であることが示されている。この方法によって、全国各地の古墳から陶邑産の須恵器が検出されて いる。これに対して、各地に見つけられている少数の地方窯の製品はほとんど伝播せず、地方窯周辺の 古墳にしか検出されていないことも分かった。

本報告でも、竈門寺原遺跡から出土した初期須恵器についてはこの方法が適用された。

他方、弥生土器や土師器などの窯跡が残っていない土器については直接、須恵器の産地推定法を適用する訳にはいかない。しかし、地域差を示す因子として提示されたK、Ca、Rb、Sr因子は人為的なことが原因で地域差を表している訳ではない。粘土のもつ科学特性は母岩が支配する。

つまり、地質的なものが原因となって地域差を表しているのである。そうであれば、同じ地域で産する粘土を素材として製作した土器の分析地はよくそろうはずである。逆に言えば、土器胎土を分析して分析値がよく合えば、同じ粘土を素材として作製した土器であると判断できる。

これまでの土器や粘土の分析データを見る限り、同じ化学特性をもつ粘土はそんなにいくつもある訳ではない。また、古代窯業では粘土や燃料を求めて窯を設定しており、破損品も多く、よくできた製品を供給するのが一般的で、粘土そのものを運んだという証拠は出ていない。これが窯跡出土須恵器の分析結果の一つの結論である。

本報告では、竈門寺原遺跡から出土した土師器胎土は器種によって異なるかどうかという観点からデータを解読された。

2 分析方法

蛍光X線分析は表面分析である。試料表面の数十分の1mmといったごく薄い表面の分析データをもたらす。したがって、表面を含めて均質と考えられる試料を作製することが必要である。そのために、土器試料の表面を研磨して付着汚物を除去してから粉砕する。

勿論、粉末試料であるから溶液のように均質試料という訳にはいかない。近似的に均質試料と考えら

れる試料を作るためには、出来るだけ細かく粉砕するとか、あるいは、入射 X 線に対して表面を大きくとって試料の不均質性を目立たなくするとかの工夫が必要である。

しかし、無限に細かく粉砕するとか、試料表面を大きくとることはできない。筆者(三辻)は適宜、100メッシュ以下、内径10mmの試料で分析を行っている。この条件で本研究の測定は十分である。1基の窯または1つの窯群からの試料を50~100基程度分析すると、母集団のばらつきはよく分かるが、そのばらつきの大きさは上記の条件が測定したときの本装置のもつばらつきの20~30倍は大きい。自然の産物はそれほど大きくばらついているのである。

したがって、本装置はこのような自然の産物を分析し、その特性を把握するためには、2、3点の分析 データからは十分な情報を引き出すことはできない。

そのために、本装置は迅速分析ができ、かつ、完全自動分析ができることが必要なのである。

筆者(三辻)の使っている装置(理学電気製波長分救型スペクトロメータ、3270型機)では、1 試料につき、K、Ca、Fe、Rb、Sr、Naの6元素を約7分で測定する。そして、同時に48試料が搭載できる自動試料交換機が連続されており、約5時間30分で全試料の測定を完了する。

古代土器の産地推定法の開発研究にはこのような能力をもった分析装置が必要なのである。

3 分析結果

今回分析した資料の分析値は、表 1 にまとめられている。全分析値は同時に測定した岩石標準試料 J G-1 の各元素の蛍光 X 線強度を使って標準化した値で表示されている。この値から%やppm濃度への変換は容易であるが、通常、データ解析は標準化値を使っておこなわれているので、ここでは標準化値による分析値を示しておいた。

はじめに、須恵器の分析値データから説明する。これらの分析値を計算式に入れて直ちに産地を推定 することは目下のところできない。まず、考古学者による須恵器の推定年代から産地候補となる窯、ま たは窯群を選択する。

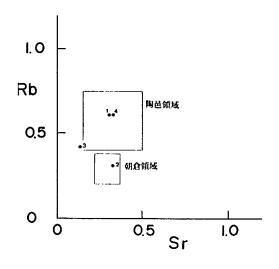
今回分析した4点の須恵器は初期須恵器であるから、産地候補となるのは朝倉窯跡、神籠池窯、新貝窯、それに大阪陶邑窯跡群である。

この中から、さらに有力候補となる窯群はRb-Sr分布図やK-Ca分布図でしぼられる。図1、2にはRb-Sr分布図とK-Ca分布図を示してある。これらの図には神籠池領域や新貝領域は示していないが、これら4点の資料は全く対応していないので、これらの窯は産地候補としてははずされる。したがって、朝倉群と陶邑群が産地候補として残される。

第6図(表1、2)をみるとNo.2の小型壷はともに朝倉領域に対応しており、朝倉群産と推定される。 他方、No.1の座とNo.4の樽型座は陶邑領域に分布しており、陶邑群産と推定される。

表1 須恵器 Rb-Sr分布図

表2 須恵器 K-Ca分布図



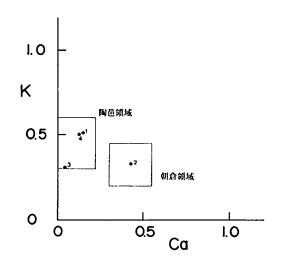
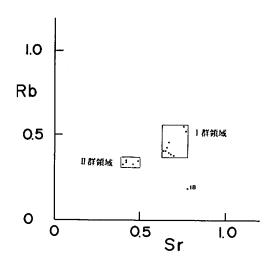


表3 土師器 Rb-Sr分布図

表4 土師器 K-Ca分布図



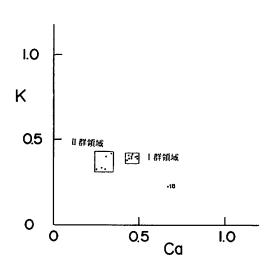
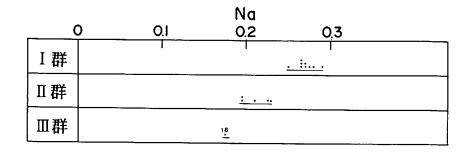


表5 Na因子の比較



第6図 1号墳出土須恵器 土師器Rb-Sr, K-Ca, Na分布図

表 3 分析值

資料番号	種別	器種	K	Са	F e	Rb	Sr	Na	区分
1	須恵器	庭	0.5.09	0.149	0.05	0.611	0.305	0.319	
2	"	小型壷	0.329	0.426	0.81	0.307	0.332	0.224	
3	"	透かし付き樽型酿	0.306	0.041	2.50	0.424	0.135	0.093	
4	"	樽型瓱	0.499	0.132	2.19	0.613	0.331	0.362	
5	上師器	杯	0.394	0.455	3.39	0.443	0.662	0.279	I群
6	"	,	0.399	0.455	3.51	0.412	0.652	0.264	"
7	"	"	0.397	0.478	3.45	0.456	0.667	0.289	"
8	"	,	0.350	0.428	3.36	0.407	0.637	0.249	"
9	"	,	0.393	0.491	3.44	0.381	0.696	0.265	"
10	"	,	0.393	0.439	3.45	0.398	0.673	0.265	"
11	"	"	0.367	0.485	3.30	0.392	0.679	0.268	"
12	4	小型丸底壷	0.399	0.310	3.79	0.392	0.463	0.208	Ⅱ群
13	*	,	0.334	0.304	3.78	0.343	0.424	0.224	4
14	"	,	0.418	0.344	3.36	0.348	0.487	0.232	"
15	"	高杯	0.335	0.277	3.45	0.352	0.418	0.195	"
16	"	高杯 (脚部)	0.328	0.252	3.28	0.334	0.399	0.194	"
17	"	壷形土器 (口縁部)	0.412	0.436	3.96	0.525	0.765	0.270	"
18	"	複合口縁壷	0.228	0.671	4.71	0.191	0.483	0.176	"
19	"	複合口縁壷 (胴部)	0.410	0.463	4.01	0.552	0.757	0.275	"

表3を点検するとNo.1、4は全因子でよく似ており、同一窯での製品と推定される。No.3の透かし付き模型腺は朝倉群産でないことは明白である。問題は陶邑領域に入るかどうかである。

このように微妙なところに分布した資料の産地については保留しておく方が無難である。無理して産 地を決定する必要はないからである。

結論として、竈門寺原遺跡からは陶邑群と朝倉群の製品と推定される初期須恵器が出土したことは明らかである。

次に、土師器の分析データを説明する。第6図(表3、4)にはRb-Sr分布図とK-Ca分布図を示す。明らかに3つのグループに分かれることが分かる。この分類結果は表1にも示されている。

さらに、第6図(表5)にはNa因子を比較してあるが、3つのグループはNa因子でも明らかに異なることを示している。かくして、 I 群と II 群は全く別胎土であり、別々の場所で作られ、竈門寺原遺跡へ供給されたものと推定されている。しかも、興味深いことには、 I 群はすべて杯であり、 II 群は小型丸底壷と高杯である点である。このことは少なくとも、器種によって、素材粘土を使い分けていたことを示している。

通常、同一場所では1種類の粘土しか使わないから杯と小型丸底壷・高杯とは別々の場所で作られていたものと推察される。

また、No.18の複合口縁壷も I 群、II 群の土師器胎土とは異なることは明白である。これ 1 点のみが異質の胎土である可能性をもつ。どこからの搬入品かは目下のところ不明である。なお、No.17の壷型土器口縁とNo.19の複合口縁壷胴部はともに I 群に分類されているが、図 3 から分かるように、他の I 群の杯とは少し離れて分布しているところから、異質の胎土である可能性もあるが、ここでは I 群と分類しておく。

仮に、これら 2 点の土師器が他の杯とは胎土が異なっていても、化学特性が比較的類似しているところから、同じ地域内の別の場所の製品であろう。そして、No.17とNo.19は全因子で非常によく似ている

ところから、同一場所で作られた土師器と推定される。

このように、竈門寺原遺跡の初期須恵器は外部地域からの搬入品であったが、土師器も土器形式(器種)により、別々の場所からの供給品であると言う点も興味深い。

どこからの供給品であるかは目下のところ分からないが、今後、同時期に作られた周辺の古墳のなか に、これらと同じ粘土をもつ古墳があるかどうかが問題となる。

もし、同じ胎土をもつ土師器がほかの古墳から出土することがわかれば、それら古墳の被葬者の間に は何らかの関係があることになり、興味のある話題を提供する事になるだろう。

三辻利一

まとめ

竈門寺原1号墳から出土している須恵器のなかで「樽型融」は他の須恵器に比べて製作年代が限られる資料である。陶邑において、いわゆる初期須恵器と呼ばれる段階から見られその製作年代はI形式内とされている。さらに、全国的に陶邑産須恵器が出土している地域では、ほぼ普遍的に確認されている資料であり地域的に偏りがあるものではないため資料の比較として利用できる。

まず、竈門寺原1号墳で確認された須恵器を陶邑編年にあてはめてみると、廛(1) 樽型廛(4)は、製作手法、器形成形手法などからTK-208(I形式3段階)の資料と見て良いだろう。生産地についても、これを裏付けるように、蛍光X線分析結果においても陶邑領域の範疇で捉えられている。

しかし、透かし付き樽型融は、陶邑領域の端に位置しているため(1), (4)の須恵器ほど明確に陶邑産とするには三辻も慎重な取り扱いをしている。制作手法、焼成、色調どれをとっても陶邑産と見てとれるが今後の新出資料の増加を待ちたい。3の小型丸底壷について第6図(表1、表2)で福岡県朝倉地方の初期須恵器窯の領域中に含まれる。この朝倉産須恵器は、陶邑古窯跡群I形式の3段階以前の資料とされ伽耶系須恵器の影響を強く受けた「定型化される以前」の須恵器とされ、福岡県甘木市池ノ上・古寺墳墓出土資料などに含まれる陶質土器とは区別して独自の一群の須恵器と現在までに知られている。今回の分析結果は資料を考古学的見地から分析前に観察した結果を一部裏付けた内容となっている。

これら須恵器の制作年代は、朝倉地方の初期須恵器窯である小隈窯跡、山隈窯跡の操業時期が5世紀前半のいわゆる陶邑古窯跡群の操業開始時期とほぼ同一時期に比定されており、またこれら3窯跡のうち小隈窯跡の近年の調査結果から「定型化した須恵器」が発見されていないことなどから、5世紀後半になると操業していないことなど、古墳時代中期(5世紀前半から中葉)の時期が考えられ、先に示した陶邑古窯跡群 I 形式3段階の編年時期とほぼ合致する。

さらに、土師器については第6図(表3、表4)の結果から表面観察では予想もしなかった結果が示されている。胎土の違う器種が器形により分けられており(I 群: $5\sim11$ 、I 群: $12\sim19$)生産地の違いか、素材粘土の入手先の違いかが問題となってくるが、ここにおいても新出の資料の増加を待ちこの地域の土師器生産・交流の課題としていく必要がある。

以上、分析結果と考古学的観察結果について記したが、これらの資料を江田船山古墳出土資料と比較 し遠く運ばれてきた須恵器について朝倉産・陶邑産の須恵器を比較する。 竈門寺原1号墳の南1.5kmに位置する江田船山古墳は、現在まで小林行雄らによって出土須恵器の形式・装飾品のセット関係から5世紀後半とされていたが、近年、田辺昭三、中村 浩による大阪「陶邑古窯跡群」発掘調査以後、ほぼ確立された須恵器編年のなかで論じられるようになってきた。

1985年には熊本県教育委員会による発掘調査も行なわれ周溝部や封土から埴輪や須恵器、土師器等が多数出土されている。これら出土遺物から船山古墳の築造年代はTK23式からTK47式と考えられ、Ⅱ形式へ移行する直前の資料してとらえられる。このことから、船山古墳出土須恵器は、竈門寺原1号墳と比較すれば陶邑編年のなかで2形式の時期差が見られ後出する古墳といえる。

竈門寺原1号墳

現在まで知られている朝倉産須恵器の分布領域に熊本地方は含まれておらず、陶邑産須恵器と同時に 出土する資料として今後、検討課題となろう。

いままで、出土資料について主に須恵器を中心として見てきたが土師器資料について、塚原古墳群のなかで示されている土師器編年案で杯の特徴から、やはり5世紀中頃にあてはまるとみて良いであろう。 県内の土師器編年については、更に今後資料整備を行い、細かな編年案を示す必要性が急がれている。 以上見てきたように、樽型庭それも古様式を呈している須恵器が陶邑産であることが考古学以外の手法 で確認されたことと、同様に朝倉産の須恵器も検証されたことなど蛍光X線分析結果から多くの収穫があった。

今回は触れていないが、竈門寺原1号墳主体部である家形石棺(痕跡及び石材のみ確認)と船山古墳の家形石棺について検討が必要である。

今回、蛍光X線分析を行なって頂いた三辻利一先生にはこの原稿の発表が大変遅れたことを心からお 詫び申し上げつつ感謝申しあげる次第である。(1998.2)

三辻 利一:奈良教育大学教育学部古文化財学科教授

長谷部善一:熊本県立装飾古墳館

参考文献

熊本県教育委員会『爺門寺原遺跡』熊本県文化財調査報告書 第149集 1995

三辻利一「土器の産地を求めて」『続考古学のための化学10章』東大出版1986

三辻利一「土器の産地推定」『新しい研究法は考古学になにをもたらしたか』クバプロ 1995

三辻利一・中村 勝「福岡県西北部地域の遺跡出土須恵器の胎土分析」 『古文化談叢 第35集』1995

三辻利一・岡井 剛・野中俊宏・松井敏也「統計学の手法による古代・中世土器の産地問題に関する研究(第一報)-5世紀代の須恵器の産地推定-」

『情報考古学』 Vo 1.3 No. 1 1997

田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981

中村 浩『古代窯業史の研究』柏書房 1985

中村 浩『須恵器窯跡の分布と変遷』雄山閣1992

中村 浩·編『須恵器集成図録 第1巻近畿編I』1995

中村 浩·監修 舟山良一·松本敏三·池田榮史·編 『須恵器集成図録 第5巻西日本編』1996

中村 浩「須恵器生産の諸段階-地方窯成立に関する一試考-」

『考古学雑誌第67巻 第1号』日本考古学会1981

中村 浩ほか「季刊 考古学」『須恵器の編年とその時代』第42号1993

菊水町教育委員会『船山』菊水町教育委員会調査報告書 第1集

熊本県教育委員会『江田船山古墳』熊本県文化財調査報告書 第83集 1986

九州大学文学部考古学研究室「山隈窯跡群の調査」九州考古学会 第65集 1990年11月

『熊本県の地名』日本歴史地名大系44 平凡社 1985

高橋 徹・小林昭彦「江田船山古墳出土須恵器の再検討」考古学雑誌第76巻 第3号 日本考古学会1991

中村 勝「筑紫における須恵器編年(予察)」九州考古学会 第63号 1989年6月

中島恒次郎「胎土分析の諸問題 - 自然科学分析法の考古資料への適用 - 」 九州考古学会第64号 1989年12月

中村 勝「朝倉古窯跡群の一様相 - 小隈A地点出土遺物の紹介をかねて-」 九州考古学会 第66号 1991年12月

熊本県教育委員会『塚原』 熊本県文化財調査報告書 第16集 1975

付・真覚寺小史



重の長男慶西 八七) 合志親

四年には御膳米講に加盟している

俗名熊太

覚寺は、

天正

法性山・真

一五年(一五

は、天正五年

地を選んだの された。この 字田嶋に開山 現山鹿市南島 郎)によって

(). 元しし)

この寺院は、 様であることから推定すると、真覚寺の前身であった可能性が高い。慶長九年(一 所在場所がほぼ同じであること。宗派や、星生山(ホッショウザン)の山号等が同 長坂合戦で戦死した一族の霊を弔うため慶西が合戦の地を選んだものという で、天正一五年(一五八七)に慶西が養壽寺の山号等すべてを引き継ぎ開山とした 六○四)に作成された南島村検地帳には、養壽寺は見えるが真覚寺の寺名はないの 後の南島真覚寺敷地と隣接して、真言宗の星生山・養壽寺が所在した 天正五年の長坂合戦時に火災により廃寺になったと伝えるが、両寺の

町光専寺の末寺となり、 後の真覚寺の発展の契機となる。そして、寛永一八年(一六四一)頃には、 もしくは寛永一八年(一六四 当初、真覚寺は、真言・天台宗もしくは禅宗であったが、元和元年(一六一五 本末制度の中に組み込まれる 一)に改宗し真宗となった。

当時の住職のこの決断が、以 山鹿湯

かも知れない

その後一七世紀後半には、 一応真宗寺院としての伽藍を整えたことが、 仕物等の

> 達も進められていく ね、農村部への布教活動が浸透していく。また同時に仏具等寺院としての備品の調 墨書銘等からも知られる。一八世紀代では、 寺院周辺各地に講を組織し門信徒を束

乱事件である三業惑乱では、真覚寺は他の山鹿法中寺院と同様三業派に属し、文化 また、宝暦一三年(一七六三)から始まった、浄土真宗本願寺派内での教義の混

末は不明である 覚寺住職は、その世話役として随分頭を悩ましたことと思われる。しかし、その結 代表的産物であるため、専売を目指す藩府との調整等の難問が由積みしており、 の達書に端を発する蠟燭用の櫨の穂五万本の献上問題である。当時蠟は、肥後国の 幕末の嘉永二年(一八四九)には、本願寺への蠟献上問題が起きる。本願寺から jţ.

たが、二〇世紀前半になると後継住職を欠ぐようになった。大正時代に入ると、 の壇家の分布は六里一八町に及び、門徒の人数は一一〇二人であった 廃仏毀釈の嵐が吹き荒れるなか、真覚寺は無事法灯を護り続ける。明治一 いて諸問題が生じる様になる。遡って、一九世紀には真覚寺は入り婿の住職が多かっ その後、新しい明治の時代を迎え、肥後国内でも政府の神道国教政策にもとずく しかし、激動期の明治維新を乗り切った真覚寺も、明治中期頃から寺院内部にお ○年前後 近

たのであった 真覚寺を新しくこの地に移転する事を決意する。そして同年一二月、 を以て一六代住職とする旨の発令を得て、ここに新しく一山鹿真覚寺」の発足を見 このような状況下の昭和四年、山鹿字花塚に所在する祐閑寺分院の桑原留教は、 本山より留教

起き一時廃寺同様の状態となった。

隣寺院住職が代務住職として法務を兼務する状況が続くが、同時に寺院移転問題も

平成五年に歿し、後は一七代住職の坊守直子が代務住職として現在に至っている。 人の認定を受け、寺院境内地等の拡張、納骨堂の新設等伽藍の整備等にも取組んだが、 門信徒を基盤として布教・教化活動を開始する。そして戦後の昭和二八年には宗教法 その後、真覚寺は一七代住職「仁愛」のもと山鹿の地で、南島真覚寺と祐閑寺分院の

在	現							時代
	平成八年	平成 七年	平成 六年	平成 五年	昭和六二年	昭和四七年	昭和四三年	元号年代
	一九九六年	一九九五年	一九九四年 年	一九九三年	一九八七年	一九七二年	九六八年	西曆
			代務住職・直子					歴代住職名
	七月寺族用内厨房増設	真覚寺墓所の整備と納骨堂地下に図書室新設(着工七月一九日・九一	衆徒桑原直子、代務住職に就任とのコンクリート舗装工事と、機門門前一帯の整備(参道敷石及び境内のコンクリート舗装工事)	当寺一七世住職 仁愛一一月歿	七月二五日 本堂裏の土地(一〇〇坪)境内地として購入、八月二五日登記 加乳二名三月の月本名 / 『五五』 3月37	正長上畳二間の屋良棒と・草草より記草へ		事
		書室新設(着工七月一九日・九月二○日竣工)・本堂他の瓦塗料吹き付			五日登記			項

		利	1			昭			正大
昭和三九年	昭和三四年	昭和二八年	昭和一九年	昭和一七年	昭和一三年	<i>u u</i>	昭和八年	昭和四年	大正一四年
一九六四年	一九五九年	一九五三年	九四四年	一九四二年	九三八年	<i>,</i> ,	一九三三年	一九二九年	一九 二五 年
						一七世 仁愛		一六世 留教	一五世 了然
境内地として、門前土地(二二、四坪)を山鹿市より購入、五月九日登記本尊御箔替え、内陣の荘厳工事	西側隣接地を境内地として購入登記	五月八日真覚寺の宗教法人規則認定(認第二一四五号)旧庫裏の取り壊しと、庫裏一〇畳二間の母屋、および厨房の立替え	五月三〇日、住職。北支山東省経南渡海承認を受く「桑原宗因師死去につき、真覚寺一七世住職・仁愛を来民町祐閑寺兼務住職に登記。	一二月、当寺大梵鐘他金属製仏具類を供出	七月七日、中富村 光傳寺本堂並びに仏具譲渡を決定	一一月二九日、当寺住職に就任、一一月南島より楼門移転竣工 一〇年平山専念寺法中講の節、来民町祐閑寺の仲裁で法中との和議なる	留教、八月二五日歿、六一才	寺過去帳) 真覚寺を、大字山鹿字花塚三七二番地に移転し、同一二月桑原留教が本山より同寺住職に任ぜらる(真覚 <mark>○真覚寺を山鹿に移転</mark>	国寺院名鑑」に、真覚寺藤戸了然師の名前が見えると、大正一四)仁愛、龍谷大学・文学部を卒業(三佐賀県神崎郡三田川村出身。昭和五年一月発行「全と、大正一四)仁愛、龍谷大学・文学部を卒業(三は、米野岳村岩原への真覚寺移転の事務を進めると

ī	-	大				治					時代
	大 正 一 年	大正 七年	大正 元年	明治三八年	明治三五年	明治三二年	明治三一年	明治二九年	明治二二年	明治一三年	元号年代
	九二二年	一九一八年	一 九 九 二 二 年 年	一九〇 五 年	一九〇二年	一八九九年	一八九八年	一八九六年	一八八八八年	一八八〇年	西曆
	(兼住) 法道	(兼住) 覚照								一四世智照	歴代住職名
真覚寺留守居、西山崇信師歿(法道の弟)、法道師福原法道師の兼住 二月五日本山より認可を受ける。		善照寺住職・佐々木覚照師、真覚寺兼務となる。八	まれ、三月一八日歿 八〇才教順院釋尼妙信(俗名・佐々木須磨子)天保五年生光明院釋智照・一〇月三日歿 四九才(南島墓地)	·	法英室の弟、勵学五月歿 七四才		智の実父	法英・一二月一三日没 七二才 法名 年日の子里の二支記と	野祭の 麦男に 一能延足	法英の実子(室は喜満、ムメ)	事
		(大正 七) 仁愛、仏教大学予備科に入学	仁愛、武庫仏教中学校入学(三月)(大正 二)本堂天井寄付にて完成(寄付斉藤善太郎)	ず)(建立に関して山鹿法中と事を醸し、解決に至ら(建立に関して山鹿法中と事を醸し、解決に至ら隣接して、間口五間、奥行き七間の本堂を新設。(明治三八)留教、山鹿町字花塚、花塚墓地の西に		(明治三二)仁愛誕生、(後の一七世住職)の坊守となる	(明治三一)奥永、立山順平の二女ハツ入寺、留教	(月)行二日、音楽・主火河 羊号舎 「気息を全し	(明治二一) 山鹿真覚寺祖、真愚歿	現大字山鹿三七二番地に居を定む(明治一三)この頃、真愚、「祐閑寺分院」として	項

		明		<u> </u>					代				時	_			i			江.			
	明治一〇年	明治		明治	慶応	元冶	文人	万延	嘉永	弘化元年		天保年間	天保	文政一	文政一〇年	文政		文化	寛政	天明	安永		明和
	年	五年		三年	四年	元年	三年	元年	二年	华	四	問	四年	一年	0年	八年		二年	七年	三年	元 年		二年
	一八七七年	一八七二年		一八七〇年	一八六八年	一八六四年	一八六三年	一八六〇年	一八四九年	一八四四年			一八三三年	一八二九年	一八二七年	一八二五年		一八〇五年	一七九五年	一七八三年	一七七二年		一七六五年
			一三世 法英 (貫志)					一二世 寂静 (養子)									一一世 最勝					一〇世 哲鎧 (養子)	(九世)不明
:	年前後頃)にあり。佐々木貫志名で、鹿本郡寺院仏堂明細帳(明冶一〇	一に改め。	(室は須磨) 法英は寂静の実子 最勝・歿 八一才・法英次男「釈義孝」歿 五才	(佐々木系)	法英長男千代丸(後の智)六月一三日誕生、	怒勢・歿七七才、最勝の室 長谷川西得寺了徴の娘、	寂静の室 恵寿(怒勢の実子)歿五三才・新発意法英の実母・法英の子兵部卿歿	(三池の詠月寺より入寺、室は恵寿)	真覚寺蝋献上問題の発端起きる(嘉永二年本願寺達書)	最勝隠居	四日歿、法名歓喜院」	当寺楼門竣工は天保年間、「願主は、広村の住大川原4	壽英・六月一三日没「誓真院壽英真尼」当山生まれ、誓鎧の室、最勝実母(南島墓碑)-	真覚寺什物日葡銘「寄附主 坂田村清次妻 文政一二丑年七月日」	寂静の実母・七月二日歿(三池・詠月寺にて)	佐々木貫志 出生 (法英)	(室は怒勢、長谷川の西得寺より入寺、了徹の娘)	哲鎧・八月一九日歿(南島墓碑)	一空・尼恵貞(南島墓碑)	一十物・三部経妙典箱裏墨書銘	光専寺ト同ジ 住寺地御年貢地ナリ」(鹿郡舊語餺記) 「真覚寺 真宗 寺地年貢地 湯町光専寺末寺。寛永一八年ニ改メ	英 当山生まれ)	真覚寺の手水盤銘「奉寄進 南嶋邑中野町御講中 田
	に避難する。(明治一〇)西南の役のため、寺族一同、下吉田村	(明治 六)留教誕生(後の一六世住職)(明治 二)真愚の三女ツイ誕生	総像箱墨書銘)(一八二二)(文政 五)真愚の実父「智泉」存命 (祐閑寺御	(桑原系)〔祐閑寺分院〕		恵寿の実母で他に子供なし	8の実母・法英の子兵部卿歿		世)			広村の住大川原秀右衛門の実父和七で下米野出身。天保一四年一〇月		7.)の一八年二改メーコノ寺先祖ハ佐々木末トイウ。湯町		明和二年乙酉稔一二月吉祥日」

五、真覚寺歴史年表

					代			—— 時) -	î			江							代	時止	桃:	上安		時代
元文 四年	享保一九年	享保一五年	*	享保 八年	元禄一〇年	元禄四年	天和 三年	天和 元年		寛文一二年	寛文 九年		(万治元)	明暦四年	承応 元年	寛永一八年	寛永一〇年	元和元年	慶長九年	慶長五年		天正一五年			天正五年	元号年代
一七三九年	一七三四年	一七三〇年	"	一七二三年	一六九七年	一六九一年	一六八三年	一六八一年		一六七二年	一六六九年			一六五八年	一六五二年	一六四一年	一六三三年	一六一五年	一六〇四年	一五九九年		一五八七年			一五七七年	西曆
(八世)霊空		(七世)一空	(六世)義空			五 世 全空	(四世)玄海					(三世)智閒					(二世)慶保					開基・初代慶西				歴代住職名
霊空導師・八月一三日歿(南島墓碑)	義空・五月一日歿(南島墓碑)	(室は恵貞)		全空・五月一八日歿(南岛墓碑)	智閒・一〇月二四日歿(南島墓碑)	真覚寺大梵鏡銘文・(全空は合志伊勢守源隆岑の後裔・享保八年〔一七二三〕歿)	一紙文書・哲詞「一札之事」	湯町在住 森四郎兵衛長重、大梵鐘寄進	後山鹿郡南嶋村真覚寺什物也(願主□□」	什物・七高僧御絵像の墨書銘 「□一朝高僧真影 本願寺繪□房 寛文一二壬子年 仏照寺門徒光専寺下肥	山鹿郡の項に「中町真覚寺 真言」とある(国郡寺社総録)		物也、願主釈慶□」	什物墨書銘・蓮如上人影像「明暦四歳戊戌三月六日、仏照寺下光専寺下肥後国山鹿郡南嶋真□□□□□什	真覚寺 真宗 湯町光専寺末派 承応年中僧慶保開基 (山鹿郡誌草稿)	真宗西派山鹿湯町光専寺末寺、寛永一八年開基年貢地也(肥後国誌)	南島与人畜家数御帳に慶保(三五歳)の名が見える	元和元年一〇月に改宗、西本願寺の末につく〔法性山・真覚寺〕(鹿本郡寺院仏堂明細帳)	慶長九年作成の南嶋村検地帳に水田の所有者として「養辭寺」の寺名が六か所に見える。	慶保生れる	当寺を創立すと。創め禅宗なりしが、元和元年一〇月改宗して真宗となる。 (鹿本郡誌)	合志郡竹迫の城主、合志伊勢守親重の子、熊太郎、合志氏没落の後剃髪して法号慶西と称し、天正十五年	古くなることも推定される	開山は、天正一五年(一五八七)と伝えるが、旧境内地内に古式の瓦質火舎の散乱が見られるので、若干	法性山・楊 柳 寺・天正五年焼亡という。(山鹿郡誌草稿) [真覚寺の前身か。]	事

四、 牧野家位牌と墓所解説

問墓碑である。しかし墓所内に、 南島真覚寺境内墓所は、旧本堂に向かって左手に在り、歴代住職の墓碑と牧野家の墓碑が残っている。真覚寺住職の墓で一番古いのは、 歴代住職の墓全てが残っている訳ではない 元禄一〇年(一六九七)の三世住職智

牧野家の祖は隈部家臣の牧野主殿である。

初代牧野安右衛門は、

のち山鹿安右衛門と改名、

Ш 鹿郡の

後功労により五十石加増され、二百石

を支給されている。その後子孫は、 惣庄屋を勤めていたが、山鹿郡の郡奉行に任命され、 牧野家の墓碑は、 住職墓手前一列と西側に残る。 同家先祖付けによれば、 一二年間湯町の定詰めを経て、後郡方頭まで勤めた人である。勤功で新知百五十石、

(牧野家) 子孫 ・族の位牌

第8図 山鹿真覚寺に残る山鹿安右衛門

小倉戦争の頃まで九代ほど続いている。牧野家の一番古い墓碑は、延享三年(一七四六)の四代目牧野安之允の墓である。安之允は、熊本藩 列が設けられていることから見ると、ある時代における婚姻関係の可能性も考えられる 当初は牧野一族との血縁関係からか、あるいは壇那寺としてであったのか明らかではないが、後には 有力門信徒として登場してくる。ただ、狭い境内墓所内の住職墓碑群に、入り混じって牧野家の墓碑 主七代の細川宗孝の部屋付きを勤めた人である。この頃から真覚寺との関係が生じたものであろう。



第9図 间上 金箔の家紋入りの牧野家位牌

②牧野安右衛門(山鹿郡奉行) 一族の墓碑類(同右)

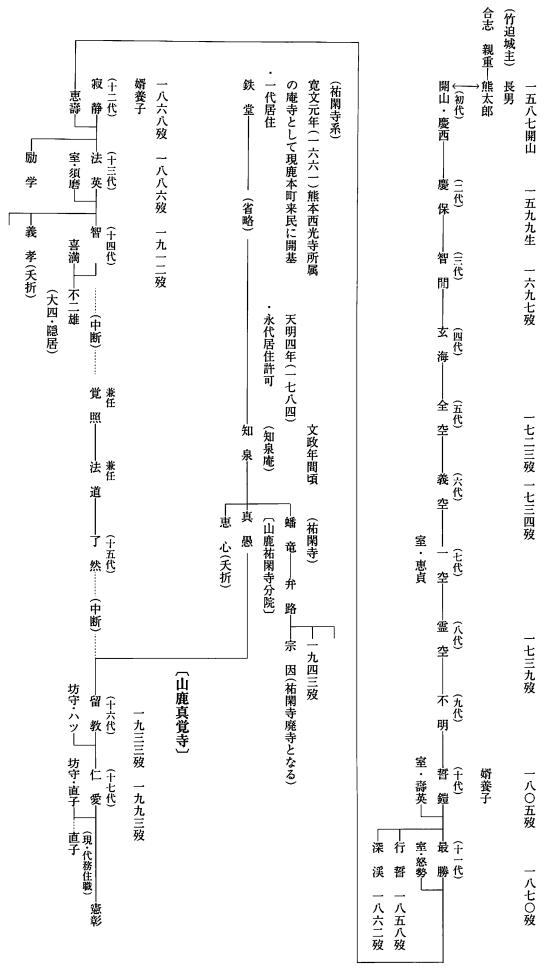
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
同	同	同	司	石塔型墓碑	傘塔婆型墓碑	石塔型墓碑	石塔型墓碑	板碑型墓碑	(供養塔) 肥後型板碑
蓮光院教正勝岸居士 真證院釋氏今信士	定辭院入釋妙性尼	寶樹院入寂香貞信尼牧野直章之墓	牧野伊助直員入道連山墓	圓辭院香岸蕣貞信尼	了照院善理圓壽尼墓	月照院釋尼妙證	寂光院善理宗安居士	皈真 釈尼妙恵不退位	英眞院道機宗閑居士之塔
(左側) 九月十八日	天保七甲歳八月二十日 (一八三六)	(左側) (一八三四)	寛政三辛亥天三月二十六日(一七九一)	安永三辛午天正月八日 (一七六七)	九十一才終 (一七六七)	寶曆八寅天 (一七五八)	延亨三丙寅天四月九日(右側)(一七四六)	享保十三戊寅申年 (一七二八)	元禄元戊辰天七月朔日 (一六八八)
同 左源太 (年号無し)	(1) 八代・牧野駒太妻(過去帳)	1) 直章 – 牧野家七代	(裏面)七代養孫 牧野本夫源直□	こ)	3) 傘塔婆型石塔(位牌が残る)	(表面) 實女 奥田氏妻 施主勢野(左側) 天明二壬寅年 實弟 牧野佑三	(1) 宗安-四代・牧野安之允の事(過去帳)		(初代 牧野安右衛門の供養塔) 六代孫 牧野佐三源直次造立(裏面)牧野安右衛門尉源真広

①真覚寺関係墓碑類(山鹿市南島旧境内墓所)二、 墓碑関係一覧表

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
同	司	同	同	同	司	同	同	石塔型墓碑	肥後型板碑	五輪塔空風輪部	宝篋印塔傘部他	石造物の形式
故佐々木スマ墓	故佐々木智之墓	当院十六世釈法英	誓真院辭英信尼 当院十世釋哲鎧之墓	尼恵貞	真性 釋霊空導師	還本 釋尼妙実信	真寂 釋儀空 霊位	真寂 釋全空 霊位		なし	なし	墓碑正面の文字
大正二年三月十八日死去	大正元年十月三日死去	明治十九年十二月十三日	天保癸巳年六月十三日文化二丑年閏八月十九日	(右側面) 寛政七乙卯九月十二日	元文四戊未天八月十三日	元文三戊午三月二日	享保十九甲寅天	享保八癸年五月十八日	元禄十丁巳天	なし	なし	年号・年月日
九二三	九一二	(二八八六)	二八三三)	(一七九五)	(一七三九)	(二七三八)	(一七三四)	(一七二三)	(一六九七)			
寺族墓 同右	住職墓 昭和三十一年建立	住職墓 佐々木智 建立	一○世哲鎧室の墓	七世一空室の墓	住職墓(八世)	寺族墓	住職墓(六世)	住職墓(五世)	住職墓 (三世)	寺族関係か(戦国末期頃(二基分)	開山墓碑か 戦国末期頃 (一基分)	備考(両側面及び裏面記載事項等)

二、真覚寺歴代住職略系図

〔南島真覚寺〕



依而此段奉伺御座候ハヽ、乍恐其段真覚寺へ被仰渡候ハヽ、諸付届等不益之費も仕間敷奉存候、御座候ハヽ、乍恐其段真覚寺へ被仰渡候ハヽ、諸付届等不益之費も仕間敷奉存候、急ゝ同寺被召登被下候ハヽ、猶篤与承リ糺申度候、若又少も思召立不被為在候義ニ被為在候ハヽ、願之通被仰付候様仕度、然上ハ嘸難有存候、出精御馳走可申上候間、

急今被召登候様奉願候事実ニ納得仕、此一条ハ絶念仕、猶品替之御馳走筋勘弁可仕与奉存候、何れニ而も義ニ付、一旦被召登懇志之段御褒詞被仰出、猶御手元無御拠訳柄被仰聞候ハヽ、但本文御聞済者不被為在候御義候共、年来真覚寺亡父ゟ志を受継、不残心配仕候

亥四月

然者当国御末寺中、三季御冥加等為上納、役寺浄光寺差登申候間、宜敷御取成可

被下、此段為可得芳意如斯御座候旨

熊本

四月廿一日

下

島田左兵衛権大尉様

富島頼母様

順正寺

(肥後国諸記より)

(7)本如上人御遷化ニ付御達写(一八二七)

一本所御達之者ニ付而者、此廻文着次第即日ゟ日数五十日、諸事穏便可、被・相心得

候事

御法談先例之通一七日可」被:相止:候事、

| 新規之作事者、右日数被。相止。侯儀ハ勿論ニ侯、尤繕作事者日数七日被。相止。侯

存寄ケ間敷儀を申出、

浄土真宗一派寺々住職相續之砌、在中門徒講中杯申族ゟ住職人柄之儀を誰彼と

及。混雑、候儀も間々有」之哉ニ相聞候、

住職儀者五ケ寺組

右亥正月廿三日之日付同月廿七日着

Л

奉行中ゟ内意之趣も有」之候間、在中一統不」洩様可」被「示置」候、以上、

竹内清太郎

御惣庄屋中

右一通山鹿南嶋真覚寺ゟ借受写置

(日野賢隆氏・南関町資料集成より)

九月九日

山鹿曽兵衛

山鹿惣庄屋ノ事也

右写文政十三庚寅正月山鹿南嶋真覚寺ゟ借受写置候

(日野賢隆氏・南関町資料集成より)

(5)達書(一八四九)

肥後国

御末寺中

門徒中

被成上候、猶委曲者出役法輪寺可及演達候、仍而此段申達候也今般其表産物蝋献上之儀、御頼被仰出候ニ而、御法義相続之上ゟ精ゞ心配御取持可

御用番

少進

己酉七月

如此御座候、恐ゝ謹言有之由、猶委曲者出役法輪寺倶ニ示談有之、厚御心配御取持可被成上候、右可申達有之由、猶委曲者出役法輪寺倶ニ示談有之、厚御心配御取持可被成上候、右可申達候ニ付、別紙奉書一通差下候、右者其国山鹿郡南島村真覚寺義、是迄厚心配之趣も一筆致啓達候、先以――、然者其国御末寺中・門徒中へ年ゝ蝋上納之儀御頼被仰出

御用番

少進

七月廿八日

肥後

順正寺殿

西光寺殿

(6)四月廿七日献上物懸伺(一八五一)

一肥後山鹿郡本村真覚寺ゟ昨歳十二月飛札到来、穂木之義申越、則伺上置候処御下

取計御座候共、御門末ゟ為相歎候ハヽ、国民之申条勘弁も可有之候半、又実ニ無拠 自然御成立之上、其当分ハ子細有之間敷候へ共、後日ニ至リ領主ゟ如何取計可申程 状ニ而ハ、領主与御組合之仕法之趣ニ相聞申候、内実ハ御殿御依用之義ハ、領法ニ 御使僧役前之談筋も相定可申義ニ御座候、猶又於役前愚考仕候義ハ、此一条昨年来 之願書、時ゝ之入費等令心配、思召立之御沙汰振相待居侯旨ニ御座侯、別而一旦 之通御収納勿論之趣ニ候、左候ヘハ余程之御為筋与奉存候、其上真覚寺義ハ亡父ゟ 条之起元ハ、於役前深不相心得候ヘハ、三領主肥後之国一円之見込ニ而、当座穂木 恐入奉存候、右ハ此度来状ニ而ハ御成立之上、御収納方割合等も申越候、元来此 程再度可奉伺筈之所、其頃ゟ御用繁中奉恐察、彼是延引仕相伺不申段、役前ニ於而 七八人毎ゝ罷越、此義ハ双方ノ御殿之御為、労ニ致度旨示談申シ懸、尤も領方役筋 候東派之僧、隣村ニ善行寺与カ申者、兼ゝ此一条承知仕居候ニ付、同寺始同派之僧 相流候様物入等をも難厭、同寺手元ニ而時ゝ取繕心配仕罷在候趣、且又平日懇意仕 候節ハ前ゝ言上乍仕置、万一不都合ニ相成候而ハ、可恐入義与奉存候ニ付、手続不 来領法役筋へ内外及示談候事柄、相調有之候手続ニ相成御座候ニ付、 知無御座候内、再此度来状有之、其趣意穗木一件思召立、御沙汰之程難計二付、 も有之、内約忘却且而無之哉ニ相考申侯、従来国柄弊風も及承候ニ付、御差支も不 訳柄等出来候共、暫之内被仕其意候ハヽ無拠如元取計可申哉、武門大家御間柄之廉 二付、他所之手を以穗木成行ニ不相成様之事迄之趣意御座候歟、万々一内約違変之 而御立行之義ハ領主被致承知候ヘハ、表裏二途之及沙汰候与ハ乍申、此義畢竟国政 不本意之御事ニ候へ共、三領主別而本家等ハ大家、誠ニ御懇家之御間柄故、懇志ニ 徒之被為勤懇念ニ、御許容ニ相成候願ニ候所、自然右之次第ニ押移候而ハ、千万御 而ハ、何之御所栓も無之、其上元来者御殿ゟ御発寺与申義も無之、畢竟御末寺御門 も難計、 差含置候へ共、表通御殿之御組合仕法之筋ニ相当リ候而ハ、領法差支候由ニ御座候 小倉法輪寺も出役之節掛合、深申談候由ニ候へハ、願書之通リ被仰付候者、法輪寺 五万本之内、壱万本者御殿之御為方ニ可相成候、且両三年之内ニハ、年分御入用高 へも内実被申込候振合ニ而、毎ゞ取扱ニ甚以迷惑之由申越候、右ハ旧臘ゟ御下知之 万一後日御益筋与申御名計相残、実ハ格別御益筋ニも不相成振リニ成行候 自然蒙御沙汰

一札之事

御當家御代々御厚恩不浅被 被仰付御尤至極存奉候 其旨門徒中迄堅可相守様二可申付事 思召候二付御公儀軽存間敷之旨 今度従御本寺

御公儀不義之輩御座候而何様ニ糺申候トモ隆為門徒入魂之仁一味仕間而其

趣有之 侭 御本寺江言上可申事

物而従 目於被違犯者忽 御寺之下知法式堅相守寺役無惰怠門葉勤化 之義被疎略問有敷事右條 浅如来之本願別而者蒙 祖師之冥罰永可堕地獄者也 乃誓詞

如件

肥後国 山鹿郡 南嶋村

真 覚 寺

玄 海 花押

(血判)

天和三癸亥年三月二九日

下間

下間

宮内卿 刑部卿

殿 殿

下間 少 進 殿

(3)真覚寺大梵鐘銘〔元禄四年八月二日〕(一六九一)

肥之後州 山鹿郡 南島邑

法性山・真覚寺鐘銘并叙

篆啓景 先祖姓江州佐々木氏十二代 合志伊勢守源之隆岑之後裔 釋全空從開基五代焉 法化融微塵刹土寔宏矣哉 二尺一寸銅鐘一軀寄之干寺以宜厚載之恩以播曽旻之徳鴻爐造化神器熔成九乳模形六 維歳延宝九辛酉年郡之湯町 勸惟眞性者也 唯寂有感必通靈覺者也 不測至信則現願智廣大勲功平等覆壽十方 麼金索絙掛式而迭扣焉雲和之韻崇震千山河雅頌之声香弥千幽渓發揮飛沈開 郡之法性山真覺寺者眞宗唱導之境念佛弘興之砌也 藤原氏森四郎兵衛長重當慈親十七回季起思勵志陶冶金 草創

暁范鑫警大夢而能諭黄昏縣則鐘之取象於其義者良再也窩廻愚案綴清風叙

日

凫氏畢功不窕不極

入耳藏心斯祐神化

鏗勻響亮警衆明昕黄昏

虚圓象乾含準坤

蕨質惟陰厥聲惟陽

物化嘉成降福無惡

右銘四十八字假功於安東氏守約

豈 元禄四年八月二日

住持 真覚寺 釋全空誌

施主 藤原氏森四郎兵衛長重

冶工 山鹿郡中村住人 大仁田伊左衛門金次

(4)安永九年御達写(一七八〇)

右御達以前娶入いたし候者寺々旦那ニ而仕候分者強而改候ニ不」及事ニ候得共、右 宗旨替寺替之儀ニ付而ハ安永六年御達之趣堅相守、心得違之儀無」之様可。申付:候: 觸』、右節相済候趣一村限書付を以、四月中ニ此方へ可」有::相達」候、 二付而者色々申分も有」之様子相聞候、依」之郷方之寺々旦那ニ改候者共、又者夫 ト方之寺々旦那ニ改候者共、此節双方之寺々相対、以来争論等無」之様人別被。申

前条之通今度夫々相極候而も萬一以来格別之様子有」之、寺替不」仕候而者難」叶者

茂有」之候ハゝ、委細之儀書付を以願出候ハゝ、其趣ニ応シ御裁許可」被。仰付。候

此段も及」達可」被」申候、以上、

右之通御觸候間、為一御存一紙面写候而入一御披見一可」被」下候、以上、

一男女四人 内 壱人 坊主 歳三十五(真覚寺二世)慶保	横廿間一壱反五畝十四歩	一居屋敷 立廿三間一尺二寸	壱間半 三間 馬屋		乏間 三間 	弐間 四間 にわや	弐間 三間 座敷	弐間 五間 本家	一家七軒 内三間 六間 御堂	一馬壱疋	壱人 下男太郎 同二十三	壱人 下男小作 同十五	壱人 下女 同四十八	壱人 下女 同十五	壱人 女房 同二十五	壱人 母おや 同六十五	壱人 同宿 同二十一	壱人 同宿 同二十 光専寺	壱人 同宿 同拾八	壱人 父親 同六拾八	一男女捨壱人 内 壱人 坊主 歳三拾三	髙壱石二斗三升七合三勺四寸 る廿四	(一六三三)南嶋村分の一部	①山鹿郡之内南嶋与人畜家数御帳 [寛永一〇年四月一〇日]	一、真覚寺関係文献史料
②玄海誓詞〔天和三年三月二九日〕(一六八三)	(熊本史学七四・七五号・松本寿三郎氏史料紹介より抜粋)	一居屋敷 立廿六間一尺二寸 横廿二間 壱反九畝六歩 同寺	き間半 三間 馬屋	美間 三間 遍屋	弐間 三間 にわや	弐間 四間 庭屋 同寺	弐間半 五間 本家	一家六軒 内三間 六間 御堂	一馬壱疋	壱人 下男 同四十	壱人 下女 同三十	壱人 下女 同十八	壱人 母おや 同五十五	壱人 女房 同三十	壱人 同宿 同廿五 光顕寺	壱人 父おや 同五十八	一男女八人 内 壱人 坊主 年三十九	髙壱石五斗三升六合		弐間半 二間 庭屋	弐間 三間 本家 同人	一家三軒 内 弐間半 四間 おさ (御堂か)	壱人 母おや 同六拾	壱人 むすめ 同十一	壱人 女房 同三十

関係資料

集

(諸) 註一覧

- (註1) 圭室文雄・『日本仏教』 | 七号所収「肥後における浄土真宗の展開」
- ――一六・一七世紀を中心として――
- 水害関係の記事が多い。(註2) 真覚寺過去帳・享保一六年(一七三一)の一部、元文三年(一七三八)より残る。
- (註3) 菊鹿町史P三九三「真宗寺院」
- (註4) 前掲書「肥後における浄土真宗の展開」
- (註5) 本願寺資料「肥後国諸記」
- (註6) 鹿本郡誌
- (註7) 熊本県史料中世篇第四「光専寺文書」
- (註8) 「鹿本郡寺院仏堂明細帳」にある
- (註9) 北嶋雪山「国郡一統・寺社総録」に真言とある
- 立七大伽藍ノ其一ト伝(天正五年薩軍ノタメニ焼失ス)肥後誌其他観音堂(註10) 徳丸秋因「山鹿郡誌草稿」には「字附嶌ニアリ法性山ト云(小松内府重盛公建)
- 号を法性山といった。平重盛の創建と伝え肥後の七大伽藍であったという。アリシハ享和二年二字赤根二移ス」とある。この寺は、かつて南島にあり、山
- (註11) 郷土史家、江上平助氏談
- 現在は移動し一基のみとなっている。(註12) 本堂正面の向拝部の礎石二基が昭和三〇年代までは原位置に残っていたが、
- (註13) 真覚寺関係文献史料「(3)真覚寺大梵鏡銘」参照
- 記録」一九八〇年(註14) 日野賢隆・仏教史研究第一四号「光専寺『御条目』『離末免書』など離末関係の
- (註15) 花岡興輝|領国支配の構造]、永青文庫[先祖附]湯町(牧野)安右衛門
- (註16) 山鹿市史別巻P四六一「山鹿郡誌草稿」抄
- (註17) 熊本県史料中世篇「西得寺文書」
- (註18) 真覚寺過去帳
- (註19) 前掲書「肥後国諸記」P五三七
- (註20) 九州治乱記·新撰事蹟通考、豊薩軍記巻之三
- (註21) 混同され「親重」説もあり
- (註2) 前掲県史料収載の慶長一五年(一六一○)の蓮如上人真影の銘には、「肥後国

南嶋村光専寺常住物也」とある。

- には禅宗、「国郡寺社總禄」には真言とある。(註23)「鹿本郡寺院仏堂明細帳」には天台宗とあり、「鹿本郡誌」P五七七、米田村誌
- に移転、跡地の現山鹿市方保田は、専立寺となり残る。(註24) 永正一五年(一五一八)隈部親時(法号了宗)の創立後、加藤清正の命で熊本
- (註25) 前掲、圭室文雄「肥後における浄土真宗の展開」より
- (註26) 真覚寺関係文献史料「②玄海誓詞」参照
- (註27) 細川藩政史研究会「惣月行事記録抜書一~二」
- (註2) 藩では古く寛文四年(一六六四)から櫨栽培を奨励。
- 遍もこの地に立ち寄ったという。場寺トイフ、時宗ナリ」の誤りであろう。記録によれば、南北朝期に時宗の一(註3) 山下甚左右衛門「鹿郡舊語傅記」に「像成寺トイフ、理宗ナリ」とあるが、「道
- ノ銘見タリ 湯町光顕寺ノ迹也」とある。(註3) 前掲書、山鹿郡誌草稿に「光顕寺迹 字上町ニアリ阿弥陀ノ石祠アリ 元禄

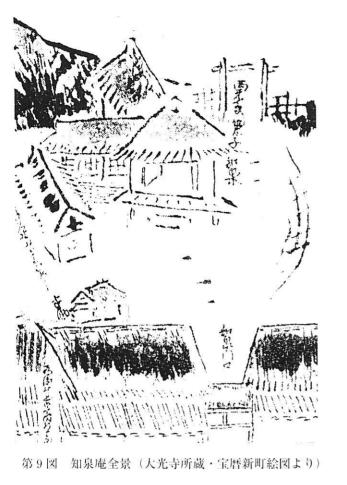
御座りますか。御座りますか。でいた。その寸志とやらは、何程ばかり銭がいる事でやうにでも話を致しませうが、その寸志とやらは、何程ばかり銭がいる事で座中云、これは結構な御存じ立ちにて御座ります。佛様の事なれば、どの

道迷云、まづ三貫目あればよう御ざる。」

姿が浮かび上がる。知泉庵もその一つだった訳である。この地、特に成満寺通寺(儀海)や西光寺弟子(知泉)掛屋敷等が注目される。この他、特に成満寺通寺(儀海)や西光寺弟子(知泉)掛屋敷等が注目される。由鹿郡中村手永会所をはじめ、真宗寺院としては正光寺、光運寺等が見られ戸からなる町並みが成立している。近郷近在の買物の場としての機能を持つ在町で

院形成の前段階として捉えられている。 圭室文雄氏は、その著述の中でこれらの通い寺、掛け所等の名称は、浄土真宗寺

ていたのである。 ていたのである。 これらは、大局的に見れば封建体制強化であり、年貢の確保策にも繋がっられる。これらは、大局的に見れば封建体制強化であり、年貢の確保策止等の対策が取三年には、非合法寺院の整理、同一二年には寺院への田畑の寄進禁止等の対策が取三年には、非合法寺院の整理、同一二年には寺院への田畑の寄進禁止等の対策が取った。



因住職の死亡により、後継住職不在で廃寺となった。泉庵も本願寺直末の祐閑寺として独立を果たしたが、六四年後の昭和一八年桑原宗るまで、独立寺院としての寺号公称は出来なかったのである。明治一二年、この知この政策は江戸時代を通じて続き、来民の知泉庵は明治一二年(一八七九)に至

この知泉庵の知泉の次男真愚が初めて居を構えた場所が、現在の「山鹿真覚寺」この知泉庵の知泉の次男真愚が初めて居を構えた場所が、現在の「山鹿真覚寺」この知泉庵の知泉の次男真愚が初めて居を構えた場所が、現在の「山鹿真覚寺」この知泉庵の知泉の次男真愚が初めて居を構えた場所が、現在の「山鹿真覚寺」

は「山鹿真覚寺」として、その法灯と法脈を保ち得ることとなった。もって、真覚寺一六世住職に任命する旨の文書を得たのであった。ここに、真覚寺ていた南島真覚寺を正式に現在地に移転した。そして同年一二月本山から留教をその後の昭和四年(一九二九)、留教は、後継者や岩原移転問題等で廃寺同様となっ

の山林は、移転時に地元へ寄付をしている。の山林は、移転時に地元へ寄付をしている。三か寺とは、後継者不足のため廃寺寸前となった南島真覚寺、来民祐閑寺、よの山鹿真覚寺の発足は、廃寺となった三か寺の素地の上に成立したものと言え

光伝寺からは、一六世の留教が本堂を移築するため譲り受け、その用材を筏に組光伝寺からは、一六世の留教が本堂を移築するため譲り受け、その用材を筏に組光伝寺からは、一六世の留教が本堂を移築するため譲り受け、その用材を筏に組えよう。

いる。 はいり、やがての信仰を、小村落農民層へと深く浸透させていったものと思わりをはかり、やがての信仰を、小村落農民層へと深く浸透させていったものと思わば番された浄土真宗を受入れ、一七世紀前半に没落した中世土豪の菩提寺からの転堂を建立した事が契機となって近世寺院の基が築かれたのである。そして豊後より一族より多数の戦死者を出し、戦死した先祖の霊を弔う意味をもって、現地に一

一方この時は、山鹿湯町が在町として成長しつつある時期であった。

であった。 時宗の道場(註30)があり、人々の集まる門前には、地名のように市が立った場所時宗の道場(註30)があり、人々の集まる門前には、地名のように市が立った場所中世以来、主要道路沿いに位置した山鹿湯町は、南北朝時代には、現在の上市に

宿場町としての機能を持つ集落であった。(ここのかまち)の町名が残る。このように中世時の山鹿は、市場町、温泉を持つまた、現在の金剛乗寺門前は門前町として当時は九日に市が立ち、現在も九日町

31) した。遅れて、真覚寺の法灯の進出は明治以降の事であった。字東惣門に、光顕寺は承応元年(一六五二)に、同字東九日町の現在地に進出(註真宗寺院が山鹿湯町に進出する。光専寺は、寛永一〇年(一六三三)以降に山鹿の真宗寺院が山鹿湯町に進出する。光専寺は、寛永一〇年(一六三三)以降に山鹿の近世になると山鹿は、これに近郷近在の買物客が集まる在町としての性格が加わ近世になると山鹿は、これに近郷近在の買物客が集まる在町としての性格が加わ

寺共大字山鹿に進出した最大の理由は何だったのであろうか。く繰り返されるこの地に三カ寺もの寺院が建立され、やがて浄土真宗に改宗、三ヵかつて先祖が戦死した合戦の地とはいいながら、梅雨時の大洪水が年中行事の如

さず広大な沃野である菊鹿盆地の恵みに他ならないと考えられる。け入れる経済的地盤と、戸数の集合とがあったためであろう。それは、とりもなおたこともあろうが、山鹿湯町が在町として成長を遂げる中で、それだけの寺院を受当然山鹿所在の既存仏教寺院の、新規参入寺院に対する排除の動き等が少なかっ

9存亡危機の時代

の廃仏反対等の動きの中で明治を経て大正を迎える。れを潜り抜け明治にいたる。そして、明治初年の廃仏殷釈、その動きに対する民衆土真宗本願寺派で起きた三業惑乱問題では、南島真覚寺は三業派に属しながらもこ江戸時代中期の宝暦一三年(一七六三)から文化三年(一八〇六)にかけて、浄

天明四年(一七八四)五月、初めて永代居住の庵寺として許可を得た。その後の大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一九一二)一〇月三日、一四世住職智が四九歳で歿する。これを契機大正元年(一七八四)五月、初めて永代居住の庵寺として許可を得た。

成本町来民の大光寺に残る宝暦一三年(一七六三)の新町絵図(第9図)による 原本町来民の大光寺に残る宝暦一三年(一七六三)の新町絵図(第9図)による 九)祐閑寺の寺号を得て本願寺直末となった。

江戸時代の来民は「山鹿新町」と呼ばれ、既に宝暦の頃には道路を挟んで一五七

かった事象に連なるものと思われる。

いった事象に連なるものと思われる。

いった事象に連なるものと思われる。

いわば、宗教施策というより、封建る事への対策といった面での対策と考えられる。また、この触れを裏返してみると、制度の維持といった面での対策と考えられる。また、この触れを裏返してみると、制度の維持といった面での対策と考えられる。また、この触れを裏返してみると、制度の維持というより、土地を失う事で、農民よりの年貢の確保が難しくなる事

禄の多い寺等の事が語られている。寺院繁昌のこととして、御講坊主と座中の人々との会話形式で、報恩講、一代居住、八五年から一八○三年の間に成立したと推定される「仁助咄」のなかで、近頃真宗さて、宝暦の改革後の真宗寺院の状況はどの様なものだったのであろうか。一七

きす。」と批判的に語られているが、当時の真宗寺院の状況の一端を示すものであます。」と批判的に語られているが、当時の真宗寺院の状況の一端を示すものであ寺は御堂も太ふなり、荘厳なども立派になり、坊様方も結構な御幕し方にてござりまた、智伯と言う医者の口を借りて「在中は何方も真宗にて、近年は在中も真宗また、智伯と言う医者の口を借りて「在中は何方も真宗にて、近年は在中も真宗

である。の間で紛争が無いように話し合い、四月中に書類をもって提出するようにとの主旨改める必要はないが、嫁の里方の壇那寺、夫かたの壇那寺に改めた者は、双方の寺改める必要はないが、嫁の里方の壇那寺、夫かたの壇那寺に改めた者は、双方の寺また同九年には、それ以前に嫁入りした者については、家の壇那寺の場合強いてである。

触れられている。 | 放方の寺へ届ける必要はない。といった事が、町方の宗旨替、寺替えの方法として入りした者については、嫁入り先の家の宗旨となることは世間の通例であるので、へとくと掛け合い「差し支えなし」との書状を取り、受け入れるように。ただ、嫁修本城下の町方に対しても、宗旨、寺替の節は、新壇那寺と元壇那寺の双方寺院

元壇那寺より差支えなしの書類と、その裏に一派の法頭と役寺五ヵ寺組の裏書きに同様の壇那寺替えに関する達しは、降って文化一四年(一八一七)にも出され、

られ、その様な事例(註28)が多かった事を物語っている。 このことは、安永九年 奈印の上、新壇那寺に提出するよう各宗派共に求めている。この頃から、浄土真られ、その様な事例(註28)が多かった事を意味している。真宗寺院が葬式仏教のみの場となり、沈滞 が始まった事を意味するものであろう。真覚寺記録中にも他寺に転じた家について が始まった事を意味するものであろう。真覚寺記録中にも他寺に転じた家について が始まった事を意味するものであろう。真覚寺記録中にも他寺に転じた家について がった事を物語っている。このことは、安永九年 捺印の上、新壇那寺に提出するよう各宗派共に求めている。

٤ 藩の方針等に抵触し、大いに当時の真覚寺住職を悩まさせたことであろう。このよ 晒蠟を売出し、取扱は三丁目物産会所や八代出会所で行う事や、他国の蝋の移入禁 藩の統制がはじまったが、惣庄屋以下の反対で安永年間には解除されている。降っ 受取り出荷するように規制している。このように明和年間(一七六四~七二)から まだ敷かれてはいなかった。しかし、明和九年(一七七二)に瀋が出した触による 三年(一七六三)には藩直営の製蠟が行われていたが、蠟売買は自由で、専売制は であろうが。 浄土真宗寺院に改宗、その後山鹿湯町に進出していった過程をどの様に理解すべき 畦等に植えられていたが、土地改良、圃場整備事業等で現在は姿を消してしまった。 隣接する豊前街道沿いにも、つい先年までその一部が残っていたし、楮は畑の土手、 うに櫨蠟、楮等は、藩の政策もあり、かつては至る所に植えられていた。真覚寺に 益をあげるなか、嘉永二年(一八四九)に起きた真覚寺の本山への蠟献上問題は、 止の旨を通達している。このように、国の物産に関する藩の関心が強まり大きな収 て文化一五年(一八一八)になると藩はふたたび櫨蠟に関心を示し、国産の生蠟、 の改印を受ける事を義務付けている。また他国へ売り出す分も、惣会所から手形を 29) している。特に、櫨は寛延二年(一七四九)城内に櫨方役所が置かれ、宝暦一 改革時に、藩財政の赤字解消のため、櫨蠟、楮、 さて、 さて、幕末に惹起した真覚寺の蠟献上問題に関してであるが、細川藩では宝暦の **櫨蠟売買問屋を個人問屋から旅人間屋惣会所へ変え、運上銀を改定し、惣会所** 十六世紀後半頃、 南島村という小村落内に寺院が三カ寺も成立し、それが 養蚕、製糸などの産業を奨励 註

の後の宗教政策も概観することが出来よう。

(覚)の概略は以下の通りである。 宝暦二年(一七五二)藩は、僧侶による在家での説法を禁止している。藩の達し

- で、今後は禁止する。
- の元に引取り、弟子を在家に置く事を禁止する。一、病気の者等が出家し、家に居る場合もあると聞くので、弟子にしたら早速師

であるので、今後は在家に人々を集めて説法するのは禁止、という訳である。に人を集め説法をすることが多かったためであろう。以上の条々は、末寺や弟子達にもよく申し聞かせ、きっと相背くこたのであろう。以上の条々は、末寺や弟子達にもよく申し聞かせ、きっと相背くことがないよう、若し遠背の僧侶があれば、吟味の上出家たりとも相許さぬと結ばれている。これらの遠しが出された背景には、春先に真宗の僧侶が村々に行き、在家に人を集め説法をすることが多かったためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然に人を集め説法をすることが多かったためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然に人を集め説法をすることが多かったためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然に人を集め説法をすることが多かったためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然に人を集め説法をすることが多かったためであろう。説法は寺で聴聞するのが当然に人を集め、今後は在家に人々を集めて説法するのは禁止、という訳である。

たりともその儘では捨て置かずとしている。 また当時、病気の者、身体に障害のあるものが、俄に出家し寺の弟子になり、家に居ながら説法らしき物語等を行い、簡単な仏事には読経するなどして布施を貰って渡世し、その弟子達もまた出家し、自宅がいつの間にが庵室のようになる。故に居ながら説法らしき物語等を行い、簡単な仏事には読経するなどして布施を貰ったりともその儘では捨て置かずとしている。

宗僧侶の活躍と、また在家仏教として、それを要求する民衆の動きがあったのであ期であった。聴聞を第一義とする浄土真宗においては、宝暦期前後にこのような真れを補佐する堀平太左衛門によって宝暦の改革(一七五一~六四)が着手された時は付けられたものという。この時期細川藩においては、藩主細川重賢を中心に、ここの達しは、堀平太左衛門の頃の宝暦二年(一七五二)七月二七日、大奉行に仰

寺院が巨大化し

揆の中心とな

宝暦六年の達しを守るべき旨の触れも出されている。らず、最近、寺社奉行所の裁許を受けず妄りに虚無僧の修行を致す者がいるので、ろう。その後の、天明七年(一七八七)には、宝暦年間に達しがあったにもかかわ

2、譲地は容易には成りがたし」といった触れが出されている。 同じく宝暦一二年(一七六二)三月一六日、公儀御触として、「寺院への田畑

他所の塔頭に寄付し、その場所に新規の寺院を誘致し、本寺を離末したり、願主自内容は、百姓所持の地所を寄付したり、譲渡することを禁止するもので、土地を



第8回 明和二年 (1765) 頃の真覚寺中野町講の活動を示す手水盤銘

身が勝手に宗旨 図するところは を禁止している 進させ境内地と 寺が隣接地を寄 杯となったため たり、墓所が一 院の寺号を使っ となっている寺 致したり、廃寺 を替え寺院を誘 手に田畑を寺院 主、地頭でも勝 行為も無用とし、 して囲込む等の に寄付する行為 百姓は勿論、領 この条々の意

寺号を真覚寺と称したとある。の小国源蔵に背負われて南島に到り、後剃髪して慶西と改め天台宗の寺を創立し、なったという。真覚寺の伝承も同様で、合志氏滅亡後、親重の子の熊太郎は、家田のかのだという。真覚寺の伝承も同様で、合志氏滅亡後、親重の子の熊太郎は、家田のでのだけがあります。

はなかったかと考えられる。はなかったかと考えられる。というには、親重には二人の子供があり、「真覚寺慶西(熊太郎)は小国源蔵に背伝承では、親重には二人の子供があり、「真覚寺慶西(熊太郎)は小国源蔵に背伝承では、親重には二人の子供があり、「真覚寺慶西(熊太郎)は小国源蔵に背にながったかと考えられる。

『書見名音は、より後に長年一五月に含ませり子系によって開山されたが、当寺両寺の本末関係は、明暦四年(一六五八)一七世紀中頃まで遡ることができる。して残し、後に光専寺末寺に組み込んだ可能性が強い(註22)。什物等に見られる人々が集まる山鹿の地へ「光専寺」として進出、その跡を兄弟等を住職に真覚寺とつまり、近世初頭に山鹿が在町としての機能を発揮し始めた時期に、南島村から

の末についたという。改宗時期については元和元年(一六一五)説もある。は天台宗(註23)で、後の寛永十八年(一六四一)に浄土真宗に改宗し、西本願寺南島真覚寺は、この様に天正一五年に合志氏の子孫によって開山されたが、当時

物語っている。 物語っている。 地語のでは、実に山鹿郡内では六つの寺名等があげられており、この間の事情を 野方保田村に所在し、その後熊本に移転した西光寺と本末関係を結んでいた寺院も 要寺院は、殆んど豊後の寺院の下部組織に組み込まれている。また県北では、山鹿 要寺院は、殆んど豊後の寺院の下部組織に組み込まれている。また県北では、山鹿 要寺院は、治人と豊後の寺院の下部組織に組み込まれている。また県北では、山鹿 要寺院は、浄土真宗の肥後への伝播は、石山本願寺の膝元、泉州門徒衆より豊後国へ

は、天正年間四、慶長六、元和一、寛永六、正保一、承応二、明暦一、寛文三であ天正年間から寛文年間に至る間に、二四寺の真宗寺院の創建を終わっている。内訳肥後国誌草稿によれば、山鹿郡においては、古い時期の二~三の例外を除いて、

る。

(註 25

天和三年(一六八三)に玄海が、本願寺の下間宮内卿、その他二名に宛てた誓詞

「一札之事」の概略は以下の通りである。

うにとの本寺からの仰せは至極もっともの事で、この事については、当家にとっては代々浅からざる御厚恩を受けているから、御公儀を軽んじないよ

- 一、御公儀をおろそかにしないよう門徒中迄堅く相守るように申し付ける
- 、御公儀に対して不穏の動きがある時はすぐ、有様をそのままを本寺へ言上す

•

一七世紀の後半になると、有力門徒の大梵鐘等の寄進があり、真覚寺も寺院としして末端迄浸透させようとした意図が読み取れる。といった三ヵ条が認められ、真覚寺・玄海の署名と共に、花押及び血判まで押されといった三ヵ条が認められ、真覚寺・玄海の署名と共に、花押及び血判まで押され一、本寺の下知は堅く守り、寺務、門徒の教化も怠りなく教化を進める

る。 ての充実時期にいたる。住職も開基より数えて五世となった元禄年間頃のことであ

を欠くので、当時の藩の宗教政策を通して、農村部の状況を探って見たい。進めていたと思われるが、具体的事項については享保年間頃の過去帳が欠落、資料その後の一八世紀前半、真覚寺も小村落の真宗寺院として、農村への教化活動を

本藩町政資料(註27)から藩の達書等宗教関係分を拾ってみると、肥後におけるそまた、他藩においても、同様の意図のもとに藩内の施政が成されているので、熊

(8) 浄土真宗寺院の成立と展開

この様な状況下に この様な状況下 この様な状況下 この様な状況下 この様な状況下 この世に創立したという。この地を選んだのは、合志一族が多く戦死した天正五年 高の地に創立したという。この地を選んだのは、合志一族が多く戦死した天正五年 この人と共に大口で討果され、翌天正一五年には山鹿を舞台として中世国衆達の動きが顕著となる。肥後の中世の幕引きともなったため、一族の菩提を弔うためと伝える。天正一三年に島津方に身柄を預けられた合志高重が(註21)翌一四年には従者 この様となる。肥後の中世の幕引きともなった国衆一揆もこの年に勃発している。 とが顕著となる。肥後の中世の幕引きともなった国衆一揆もこの年に勃発している。 この様な状況下



五三三に、行

も天文二年(一

山鹿の光専寺

空が南島村に天

台宗の一寺を創

立し光専寺と称

したと伝える。

若干早い長坂城

の合戦直後頃と

難く、これよりでの開山は考え

推定される。

・ 亡後、乳母に隠 ・ 一 と後、乳母に隠 ・ 一 と で 光専

子で、合志氏滅子で、合志氏滅

第一表 幕府·藩府等宗教関連法令小年表

一 太陽暦を採用に姓を称させる。一		
四、僧侶の肉食妻帯蓄髪を許可匹。寺記制・宗門改制廃止	~ 五年 五年	八八 七七 二
医、光照寺針水、長	文久三年	八八六三
幕府仏像、仏器等に銅鉄の使用を禁じる	~ 六年 全	 八 / 九 / 九 /
三一幕号、者国与売り先竜が失泡こ女寿がせる。「幕府、僧侶の不律を戒める」	· 发生 / 一	・ 八 i 二 i 九
e e	文政六年	八三三
日那寺替えの件	″ — Т.	一八一八
再度、宗旨替え、寺替えの件申し来る	3	-
西本願寺宗意感乱に関する藩からの通達	《 九 年	 八 , . (. : 7
1	文化三年	· 八十 六十 六十
争上写宗寺々且師会良籍等(等父共よい寸する事) 詩院居弗 墓所及めの勢山	/ / / 九七 F 4	- に し し T
-	寛政三年	. 一七九
1111		
頁 肥後その他で騒動	天明七年	一七八七(
肥爰熊本	安永九年	・ヒハン
宗旨替・寺院替は双方寺院納得の上厳重に行う旨の達	安永六年	七七七七
西本願寺、三業惑乱発端起こる	″ :	一七六三
すこと、改宗する事を禁じる。		
一幕府みだりに寺院に田畑を寄付する事、廃寺を	<i>'</i>	七六二
寺社方本末改め	ヶ 六年	し 石. :
非合法寺院の整理	ク 三年 年	七- 元. 三.
在家こ人を集め说去する事を禁上、弟子よ师が引き取る。 幕席 請写に过度を丁す	宣播二年	L.L
東野、音宗に示して、 創設を古跡とする。	17.	:
1,1	元禄元年	一六八八
一一 肥後延寿寺、末寺と共に東本願寺へ転派		
七 諸宗寺院法度五条及び八条を制定	√ 五 年	一大六五
肥後藩の踏絵開始	寛文四年	一六六四
提出させる(藩)		,
- 四一宗門改めのため、各寺院に檀家名簿を作り誓紙を細川基利肥後入国	∞ ・ ・ ・ ・ 六 ・ 六	六二 九
加藤清正肥後一円(球磨郡を除く)支配	慶長五年	. 六〇〇
加藤清正・小西行長入国	ゥ 一 六	
佐々成政国主となる。 肥後国衆一揆(南島真覚寺創立)	天 正 一 五	五八七
Ī		1
耳		

継者を失う事態となった。し、子に男子がいなかった事や、諸般の事情もあり真覚寺はこの時点で、以後の後し、子に男子がいなかった事や、諸般の事情もあり真覚寺はこの時点で、以後の後

地で実際に法務に携わったかどうかは不詳である。 しかし、現時期に本山より住職に任命されていたのが、一五世藤戸了然師である。 このた。(註18) 真覚寺の岩原移転等の動きが起こったのもこの間のことである。 このた。(註18) 真覚寺の岩原移転等の動きが起こったのもこの間のことである。 このた。(註18) 真覚寺の岩原移転等の動きが起こったのもこの間のことである。 このため、大正七年(一九一八)隣接する持松善照寺の佐々木覚照師が、真覚寺上で実際に法務に携わったかどうかは不詳である。

職となり、現在に至っている。住職となり、現在に至っている。(一九九三)の仁愛歿後は、十七世住職の坊守直子が代務住足したのである。続いて昭和八年、一六世住職歿後、同仁愛がその跡を次ぎ一七世桑原留教が一六世住職として本山より同寺住職に任ぜられ、ここに山鹿真覚寺が発柔原留教が一六世住職として本山より同寺住職に任ぜられ、ここに山鹿真覚寺が発えの後、昭和四年(一九二九)真覚寺を大字山鹿字花塚三七二に移転、同一二月、

(7)真覚寺懸案の問題

に当時の記録が見える。で問題が起こった」と聞いた事がある。結末は不明であるが、本願寺の資料(註19)で問題が起こった」と聞いた事がある。結末は不明であるが、本願寺への蠟燭の蠟献上かつて、一七世住職健在の折り、「江戸時代、真覚寺で本願寺への蠟燭の蠟献上

献上を促す末寺、門徒宛の達書に始まる。 事の起こりは、嘉永二年(一八四九)本山から、肥後国の代表的産物である蠟の

光寺宛になされている。 倉法輪寺と相談、処理するようにとの本願寺からの指示が、役前の肥後順正寺、西倉法輪寺と相談、処理するようにとの本願寺からの指示が、役前の肥後順正寺、西うか、山鹿郡南島村真覚寺が名指しで登場している。そのなかで、委細は出役の小この達書の御用番の添え書きに、過去にその取り纏め役を成してきたためであろ

本・順正寺から本山に宛てた四月二一日付けの文書である。この文書には「四月七次に、この件について真覚寺が同文書に現れるのは、嘉永四年(一八五一)熊

日献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真日献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真日献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真田献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真田献上物懸伺」との表題がある。内容は「献上の蠟の穂木の事で昨年の一二月に真

懸け伺いの中で、「真覚寺儀ハ亡父ヨリノ願書」とか「年来真覚寺亡父ヨリノ志を受け取れる。
 たとも受け取れる。

件は、その後の文書が見当たらないので、いかなる結末となったかは不明である。のまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要につまり、五万本の穂木は到底入手困難であり、一万本にし、両三年の間に必要に

だったのであろう に真覚寺に大梵鐘を寄進した湯町在住の森四郎兵衛長重という入も、有力門信徒 両家の間で婚姻等で人の行き来があった可能性もある。先の、天和元年(一六八一)

蓄積を成した商人と思われ、近世寺院を支える檀那として登場してくる うになる。その人達は、山鹿湯町が近世在町としての成長を遂げるなかで、 幕末になると、町部の門信徒も現れ、屋号を持つ商人の名も過去帳に見られるよ

但し、住職名は

より知られる。 帳や現地墓碑に 共に真覚寺過去

空、七世義空、

特に注目される。長い年月の間の寺院を取り巻く環境の変化、 が減った集落、全く門徒戸数が無くなって仕舞った所など様々である。特に減った の問題、不祥事等々考えられるが、それにしても世はまさに無常といえる のは地元の南島村、無くなったのは、旧小原村、自金村、長坂村、鍋田八幡林等が 小村落における門徒数も時代によって変化が見られる。江戸時代に比べると戸数 歴代住職個人の資質

6歴代の住職概観

える。光専寺は創建当時は南嶋内にあり、後山鹿湯町に移転したものである。 したことが知られる 与人畜家数御帳によれば光専寺も、寛永一○年(一六三三)頃までは南嶋村に所在 西と稱したとあるが、出典は明らかではない。光専寺文書によれば、慶長一五年 (一六一○)の「蓮如上人真影」に見られる行Щは光専寺の三世で、親重の子と伝 先にも述べた如く、真覚寺の開基は合志親重の長男熊太郎が剃髪して、法号を慶

文中に記している 九一) 鋳造の大梵鐘がある。この中で五世住職の全空は「合志氏五代の末孫」と銘 真覚寺の開基が合志氏末孫ということを記した金石文としては、 元禄四年(一六

四世が玄海、玄海は、偶然入手した天和三年の誓詞「一札之事」(口絵参照)によっ て判明した住職名である。続いて、先の梵鐘銘に見られる五世の全空、そして六世 て、南島境内幕所に残る墓碑の歿年から歴代住職名を辿って見ると、三世が智聞、 草稿」(註16)にも見える。同書では真覚寺は、 一世は、慶保。寛永一○年の人畜家数御帳にその名が初見され、後の **承応年中開基となっている。続い** 山鹿郡誌



全空、 知聞、 1) 妙実.

雁

の西得寺了徹の娘である。この寺院の祖は、隈部家家臣の月足主殿亮で、同寺に天 五年(一八七二)に、戦国末の姓「佐々木合志」に復帰している。法英の室は須磨 入寺、室は真覚寺生まれの恵壽である。一三世が法英(後の佐々木貫志)で、明治 正年間の宛行状 具等に彫り込まれて残る。続いて一一世は最勝、室は怒勢で長谷川村(現菊鹿町) **誓鎧は養子で、室は真覚寺生まれの壽英である。** 須磨の弟が励学である。この、法英の子が一四世の智である。智は四九歳で歿 (註17) 等数通が残る。続いて一二世は寂静で、三池の詠月寺より 一〇世の名は、 現在も諸金属製仏

特に寛政、享和 は不明である か弟子僧なのか

でない。一〇世 いるため詳らか 去帳が欠落して の一九年間の過 見えるが、

住職

過去帳に一か所 触という名称が 九世は不明、 可能性もある 前後が入替わる べたものであり、 没年の順序で並

石八斗七升とあるので、両寺共、石高持ちの名請百姓であった事がわかる。三軒、高四石六斗七升四合とある。仏教寺も男女合わせて六人、牛馬二匹で、高五姓であったとしている。特に厳照寺は男女合わせて一五人、牛馬四匹、家屋敷で一姓であったとしている。特に厳照寺は男女合わせて一五人、牛馬四匹、家屋敷で一近であったとしている。特に厳照寺は男女合わせて一五人、牛馬四匹、家屋敷で一近であったとしている。

農業経営を行っていた。使う高壱石二斗余の高持ちであり、同村所在の光顕寺も、同規模の高壱石五斗余の合志の厳照寺程ではないが、耕作に従事したと思われる男女四人、及び馬一頭等をまた、同じく寛永一〇年作成の南島与人畜家数御帳に見える南島村の光専寺も、また、同じく寛永一〇年作成の南島与人畜家数御帳に見える南島村の光専寺も、

のような小村落の寺院で、十一人もの僧侶は不要と思われるからである。なっており、何らかの形で農業経営にたずさわっていたことが推定される。妙蓮寺内一五人中坊主十一・女四、同広所在の徳栄寺も家内十一人中、坊主五・女四と時代は下るが、文政の寺社改めによると、隣接する鹿央町広所在の妙連寺は、家

する何らかの権利を持っていた事も考えられる。を営んでいたものと思われる。ただ、後代本山への蠟献上の件もあるので、蠟に関を営んでいたものと思われる。ただ、後代本山への蠟献上の件もあるので、蠟に関江戸時代を通して、何らかの形で農業に関わり、在家と等しい生活を背景に、仏寺真覚寺の場合、寛永一○年時点での史料では農業経営の形跡は認められないが、

江戸時代の真覚寺を支えて来た門信徒数である。 六里十八町に広がっていた。これは県に報告された人数で、この数に近い人数が、六里十八町に広がっていた。これは県に報告された人数で、この数に近い人数が、さて先の明細帳によれば、明治一○年頃の真覚寺の門信徒数は、一、一○二人で、

碑が残る。墓地の中央部に一際目立つ板碑は、牧野家六代の孫佐三が、元禄元年南島の旧真覚寺境内に歴代住職の供養塔、墓碑に混じって牧野一族の供養塔・墓

過去のある時期

(一六八八) に歿した初代牧野安石衛門を偲んで建立した供養塔である。



第4図 山鹿安右衛門(牧野家)一族の幕石(南島幕所)

基残っている。 現在も真覚寺に 那であったこと の大型位牌が数 家紋入り黒漆塗 は間違いない 真覚寺の有力檀 は不明であるが 設けられた理由 牧野家の墓碑が まで九代続いた は、同家の金箔 歴代住職墓所に 家柄であった して江戸時代末 武芸相伝の家と 知されたものの は一〇〇石に減 その後、子孫

正徳五年(一七一五)の「肥後、豊後御領内浄土真宗西派本末帳」(永青文庫蔵) 正徳五年(一七一五)の「肥後、豊後御領内浄土真宗西派本末帳」(永青文庫蔵) 正徳五年(一七一五)の「肥後、豊後御領内浄土真宗西派本末帳」(永青文庫蔵)

次に、光専寺(山鹿市)の下寺衆一六の出自を見てみると、光専寺自体、三世行は合志氏子孫で、始め山鹿郡にあり、中世末に隈庄へ移転している。さらに雲晴寺は合志氏子孫で、始め山鹿郡にあり、中世末に隈庄へ移転している。さらに雲晴寺は合志氏子孫で、始め山鹿郡にあり、中世末に隈庄へ移転している。さらに雲晴寺は他にもある。ただ、南関町関係の光専寺末寺の正勝寺、真光寺、正福寺の祖は合志一族ではないが、出田氏、大津山氏等の庶流出身である。

滞体制下に組み込まれていったものと思われる。合志一族はこのような僧侶への転このような合志氏一族のグループの繋がりが、後に本末制度として形をなし、幕

身のもと、近世に生き延びていったのであろう。

まうしない。 ない。 ない。 ない。 では、正勝寺下の同町の真光寺が離末を企てている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。光専寺文書によると、仏照寺が はしている。光専寺は慶応元年(一八五六)上寺(仏照寺、光専寺よりの離末を達 によれば、正勝寺下の同町の真光寺が離末を企てている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。光専寺文書によると、仏照寺が となっており、下寺の離末より十数年遅れている。光専寺文書によると、仏照寺が となっており、下寺の離末より十数年遅れている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。日野賢隆氏の研究(註15) となっており、下寺の離末より十数年遅れている。出いる。 となっており、下寺の離末より十数年遅れている。 となっており、下寺の離末となったか時期ははった。 となっており、下寺の離末より十数年遅れている。 となっており、下寺の離末となっであった。 となっており、下寺の離末とりの離末を達 は、下からの必然的な盛り上りだったのでもあ たことが分かる。 しいる、。

れる。記録者の筆まめさにもよろうが、下寺衆の横の繋がりも感じられる。本如上人御遷化ニ付達写「右一通山鹿南嶋真覚寺ヨリ借受写置」などの添書が見らため「右写文政十三年庚寅正月南嶋真覚寺ヨリ借受写置候」、また、その他にも、ため「右写文政十三年庚寅正月南嶋真覚寺ヨリ借受写置候」、また、その他にも、ため「右写文政十三年庚寅正月南嶋真覚寺ヨリ借受写置候」、また、その他にも、本如上人御遷化ニ付達写「右一通山鹿南嶋真覚寺ヨリ借受写置」などの添書が見られる。記録者の筆携やは重要であるの横の連携等は存在したのであろうか。南関町の正勝寺も山鹿光専寺の末寺であるの横の連携等は存在したのであろうが、下寺衆の横の繋がりも感じられる。

(5)寺院の生活とそれを支えた人達

江戸時代初期における、真覚寺住職の生活を推定させ得る史料は、何も残されては、基盤をなしていたのは当然であろうが、特に農村を基盤とする真宗寺院においては、本施を包んだ反放紙や、発刊本の紙、手紙類であった。門信徒からの布施が僧侶の生活の包んだ反放紙や、発刊本の紙、手紙類であった。門信徒からの布施が僧侶の生活のもんだ反放紙や、発刊本の紙、手紙類であった。門信徒からの布施が僧侶の生活のもんだ反放紙や、発刊本の紙、手紙類であった。門信徒からの布施が僧侶の生活のもんだ反放紙や、発刊本の紙がある。とは想像に難くない。

際に鐘が鋳造されたのは一○年後の、 なる人物か不明であるが、真覚寺の有力壇那の一人だったのであろう。しかし、実 縁として大梵鐘を寄進し、 いよいよ寺院としての体裁が整ってくる。森四郎はいか 元禄四年 (一六九一) 真覚寺五世の全空の時

寺下光専寺下肥後国山鹿郡南嶋眞[記銘の七高僧絵像には 真覚寺什物の一、 蓮如上人絵像には 「仏照寺門徒光専寺下肥後山鹿郡南嶋村真覚寺住物也」の黒 「明曆四年 (一六五八) 戊戌三月六日、 □□住物也」とあり、寛文一二年(一六七三) 仏照



と強化され、檀

家制度の確立に

と檀家の繋がり る。そして、寺

が、その後一段

寺院に関しては

を定め、他は末 度を設け仏教各 本寺・末寺の制 宗派全てに本寺

> すでに一七世紀半ばには、本願寺を頂点に、 る事により、その宗派全体を統制する体制を作りあげたのである。真覚寺の場合も、 寺として何事にせよ末寺は本寺の命令に従わねばならぬこととした。下寺の葬式・ 寺真覚寺-の本末制度が成立している。 仏事等についても、本寺を招待し取り行う旨が挙げられている。幕府は本寺を抑え 上寺(京都)仏照寺-門徒光専寺-下

語っている 世住職の玄海が、 衆徒の関係、 また、 本寺・末寺制度以外にも、宗派内における師弟関係、寺内における住職 住職と檀家の関係の中にも、 本山に提出した誓詞(一札之事)も、この間の状況を如実に物 この制度を導入したのである。真覚寺四

関連して東派の延寿寺末寺に転派した事例もある。時代は下るが、文化一三年(一 つであった 八一六)時における下寺衆の寺名は以下の通りである。真覚寺も、その下寺衆の 開山した事が「木仏之留」によって知られるが、その後の寛文五年頃、法義錯論に あったようで、光楽寺(現熊本市高橋町)は、南島光専寺下寺として寛永一八年に 川両藩にかけ一六ヵ寺の下寺を有していた。 さて、現在の山鹿市下町所在の光専寺は、 当時、 ただ、時代により若干の入替わりは 本派本願寺を本山とし肥後、 柳

門人別帳(戸籍)

七一)には、宗 文一一年(一六 書銘が見られる

この前年の寛

の全国一律基準

が制定されてい

п 即生寺 光明寺 専照寺 観行寺 正泉寺 正福寺 正勝寺 全龍寺 雲晴寺 真覚寺 光徳寺 ○丸黒印 ___角黒印 一角黒印) 丸黒印 角黑印 角黒印 角黑印]角黒印

とになる。また 安定していくこ より寺の経営は

> (所在地) · 長 [ii] [Æ] 筑後柳川領湯屋 二池御領田崎 妙行寺 三宝寺 **一角黒印** ○丸黒印 | 角黒印

芦北田浦 [ii] 游 〇丸黒印 ○丸黒印

正明寺

_____角黒印

合計 六ヵ寺

真光寺

その存続を図った中世寺院の数は他にも多かったものと思われる。

たのが、法性山・真覚寺であったと理解していいのかも知れない。接する養壽寺の山号、宗派と共にその寺院を引き継ぎ、後真宗寺院に改宗し発展しこの様な意味では、両寺院が併存する時期があったかも知れないが、開山時に隣

いたと言えるであろう。禅、真言宗から、新しい小村落農民が支える浄土真宗への交替劇の渦中に置かれて禅、真言宗から、新しい小村落農民が支える浄土真宗への交替劇の渦中に置かれて近世初頭の肥後の地方小村落は、まさに没落した中世土豪を庇護者とする天台、

(4)改宗に続く安定・充実期と本末制度

創立時の宗派が天台であったか禅であったのか、現在それを傍証できるものは見れない。ただ元禄一○年(一六九七)建立の釋智問の碑の上部に、阿弥陀仏い出し得ない。ただ元禄一○年(一六九七)建立の釋智問の碑の上部に、阿弥陀仏い出し得ない。ただ元禄一○年(一六九七)建立の釋智問の碑の上部に、阿弥陀仏い出し得ない。ただ元禄一○年(一六九七)建立の釋智問の碑の上部に、阿弥陀仏い出し得ない。ただ元禄一○年(一六九七)成立の鹿郡舊語傳記には「寛永一八年(一六四一)二改メ」とあり、肥後国誌には「寛永一八年開基、年貢地也」とあるので、この時期に浄土真宗に改宗したのであろう。しかし、後世に成立した山鹿郡誌草稿や鹿本期に浄土真宗に改宗したのであろう。しかし、後世に成立した山鹿郡誌草稿や鹿本期に浄土真宗に改宗したのであろう。しかし、後世に成立した山鹿郡誌草稿や鹿本期に浄土真宗に改宗したのであろう。その時期につたのであろう。また、これとは別に、寛文七年(一六六七)に北嶋雪山が藩府にたのであろう。また、これとは別に、寛文七年(一六六七)に北嶋雪山が藩府にたのであろう。また、これとは別に、寛文七年(一六六七)に北嶋雪山が藩府に頼って、同九年に完成させた「国郡一統・寺社総録」巻十一の山鹿郡の項には「中 町願って、同九年に完成させた「国郡一統・寺社総録」巻十一の山鹿郡の項には「中 町願って、同九年に完成させた「国郡一統・寺社総録」巻十一の山鹿郡の項には「中 町願って、同九年に完成させた「国郡一統・寺社総録」巻十一の山鹿郡の項には「中 町願って、同九年は「中 町原って、同九年は「中 町原って、同九年は「中 町 町 である」とは、日本により、日本は、日本により、日本はより、日本によりまり、日本により、

いが寺名に付して「真宗」と記載されているので、或いは真宗の誤記とも考えられる。れと同時に、当時肥後国内で広がりつつあった浄土真宗についても、すべてではなが、寺社に関しては中世の名残りをかなり色濃く残しているからである。しかしそそれ以前の宗派がその儘記載された可能性もある。江戸前期に著された書ではある雪山が踏査した寛文の頃には、真覚寺はすでに浄土真宗となっている筈であるが、

覚寺も、一七世紀前半の一時期、大谷派となった事があったのかも知れない。 で、〇二)の家康による本願寺の二分割によって、東・西に分かれる。一七世紀 が東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 宮殿の造りが東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 宮殿の造りが東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 宮殿の造りが東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 宮殿の造りが東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 宮殿の造りが東本願寺様造りと成っていたことが判明した。本願寺は、慶長七年 というのである。事実、大谷派の あろうが、特に注目したいのは、徳川家と緊密であった藩主は、この豊前街道沿い の真宗寺院の数カ寺を東派に転派させた(註11)というのである。事実、大谷派の の真による本願寺の二分割によって、東・西に分かれる。一七世紀 は、慶長七年

現在、南島地区の納骨堂が建てられ、その左手に歴代住職の墓地が残る。南島の旧境内地には、本堂向拝部の礎石(註12)が残るのみで当時の面影はない。真覚寺が真宗寺院としての伽藍を完成させた時期は一七世紀後半頃と思われるが

所在する四五坪の埋葬地が付属している。 鹿本郡寺院仏堂明細帳によれば、境内敷地は七三○坪、これ以外に歴代住職墓が

江戸時代の本堂は、正面間口七間、奥行き七間半で、長さ二間の廊下で本堂右手に所在する庫裏と結ばれていた。庫裏は桁行十間、梁間三間四尺で、合計三七坪の定部の金銭等の施設が存在したのであろう。本堂等の伽藍の規模から見れば、東裏共に茅葺き屋根であったと推定される。この本堂庫裏の他に、天保年間(一八庫裏共に茅葺き屋根であったと推定される。この本堂庫裏の他に、天保年間(一八庫裏共に茅葺き屋根であったと推定される。この本堂庫裏の他に、天保年間(一八市は別の鐘楼等の施設が存在したのであろう。本堂等の伽藍の規模から見れば、 前には別の鐘楼等の施設が存在したのであろう。本堂等の伽藍の規模から見れば、 前には別の鐘楼等の施設が存在したのであろう。本堂等の伽藍の規模から見れば、 前には別の鐘楼等の施設が存在したのであろう。本堂等の伽藍の規模から見れば、 本堂、 本堂、正面間口七間、奥行き七間半で、長さ二間の廊下で本堂右手 本堂、

続いて、天和元年(一六八一)、湯町在住の森四郎兵衛長重が両親の一七回忌をがあるので、この時期に、浄土真宗寺院としての内陣荘厳が完成されたのであろう。五八)の銘が見られる。続いて七高僧の絵像には、寛文一二年(一六七二)の墨書銘現存する什物の中で、最も古い年号を持つのが蓮如上人絵像で、明暦四年(一六

ものと思われる。 ものと思われる。 おのと思われる。 おのと思われる。 おのと思われる。 おのと思われる。 おのと思われる。 という。附島は、田島に続く一連の微高地で、目と鼻の先にものと思われる。 という。附島は、田島に続く一連の微高地で、目と鼻の先にものと思われる。

呼ばれていた可能性も残る。 真覚寺の前身と考えられるが、一七年後の慶長九年頃までは真覚寺が未だ養巐寺と郡誌草稿に見られる法性山・楊柳寺のことであろう。(註10)養濤寺については、この養壽寺は、寺名の音がほぼ同じであること等から見て、後世に成立した山鹿

光顕寺、真覚寺の祖「慶保」の名前等が現れる。(一六三三)作成の人畜家数御帳に、養壽寺の寺名は見えない。替わって光専寺、年(一六○四)の検地帳においてである。しかし、それから二九年後の寛永一○年この星生山・養壽寺についての文献上の初見は、先述の如く現在のところ慶長九

氏ノ位牌所トイエリ」とある。同時期成立の肥後国誌にも、法生山揚柳寺跡となっ郡三三所二番札所「近流堂観世音」として記載され、その末尾に「コノ観音、有働春辞寺が所在していたかは疑わしく、すでに真覚寺が真宗寺院に改宗しているのは養辞寺が所在していたかは疑わしく、すでに真覚寺が真宗寺院に改宗しているのは生山養辞寺 観音 真言」と並んで「中町 真覚寺 真言」と記載される。この記生山養辞寺 観音 真言」とが表述される。この記述は一葉

ており「廃跡ニ観音堂アリ」との記載がある。

観音堂は享和二年(一八〇二)に字赤根に移すとある。後世の山鹿郡誌草稿では、附島の養壽寺は「法性山・揚柳寺」と記載され、その

は、真覚寺の祖、合志一族と対戦し勝利を得ている。は、真覚寺の祖、合志一族と対戦し勝利を得ている。この兼元も、天正五年の長坂合戦で安等と共に、秀吉から切腹を命ぜられている。この兼元は著名である。慶長九年う。中でも、天正一五年の国衆一揆の際活躍した有働兼元は著名である。慶長九年う。中でも、天正一五年の国衆一揆の際活躍した有働兼元は著名である。慶長九年の検地帳で知られる養辭寺の七段程の水田等所有も、有働氏が菩提寺に寺領としての検地帳で知られる養辭寺は中世時には、有働一族の菩提寺となっていた事が判る。有以上の事から養辭寺は中世時には、有働一族の菩提寺となっていた事が判る。有以上の事から養辭寺は中世時には、有働一族の菩提寺となっていた事が判る。有

されてしまっている。

でれてしまっている。その後の享和二年には、跡地に残っていた観音堂さえも字赤根に移転なっている。その後の享和二年には、跡地に残っていた観音堂さえも字赤根に移転たが、それも失い、安永の頃には観音三三番札所となり、寺名も忘却される状況といった事が読み取れる。蓬諦寺は、慶長九年頃までは約七段程の上田を所有していする真言宗の寺院であったが、国衆一揆により庇護者を失った後、徐々に衰退して以上の事実から、中世時に有働一族の菩提寺であった養諦寺は、観世音を本尊と以上の事実から、中世時に有働一族の菩提寺であった養諦寺は、観世音を本尊と

する寺院という強みを持っていたからであろう。当時、改宗と言う手段をもって、強い抵抗を受けることもなく、小村落の農民層に浸透、教化して行けたのは、既存覚寺は改宗し、浄土真宗寺院として成長していくのである。この時点で、他宗派の期頃に、戦死した一族の菩提を弔うため開山された真覚寺ではあったが、その後真その意味では、近接する場所で庇護者を失って衰退していく養諦寺、そして同時

性がある。

覚寺 湯町光専寺未派 承応年中 僧慶保開基」となっている。 寺末寺 寛永十八年開基 年貢地也」とある。また、後世成立の山鹿郡誌草稿には「真十八年ニ改メ(以下略)」同時期成立の肥後国誌には「真覺寺 真宗西派 山鹿光専二)成立の鹿郡舊語傳記には「真覺寺 真宗 寺地年貢地 湯町光専寺末寺 寛永二)成立の鹿郡舊語傳記には「真覺寺 真宗 寺地年貢地 湯町光専寺末寺 寛永二)成立の鹿郡舊語傳記には「真覺寺 真宗 寺地年貢地 湯町光専寺末寺 寛永

真覚寺の寺名は見えない。 地蔵寺の二つの寺院名が見られるのみで、当時村内に所在した筈の光専寺、光顕寺、一七年後の慶長九年(一六〇四)九月作成の南島検地帳には、南島村内に養壽寺と文書関係の史料で見ていくと、先ず、開山と伝える天正一五年(一五八七)より

「ゐ廿五」として光顕寺に関する記載が続いている。 原郡之内南島与人畜家数御帳」に至って、初めて光専寺や光顕寺等の寺名が現れる。 真覚寺については寺名はないが、真覚寺二世住職の「慶保」の名前が見える。本人 真覚寺については寺名はないが、真覚寺二世住職の「慶保」の名前が見える。本人 を含めて四人の寺族、及び御堂、本家、庭屋の三軒の家屋の記載が残り、御堂は二 を含めて四人の寺族、及び御堂、本家、庭屋の三軒の家屋の記載が残り、御堂は二 「ゐ廿五」として光顕寺に関する記載が続いている。

と位置付けてよさそうである。 寺名の浄土真宗三寺院の成立時期は、慶長九年から寛永一○年までの二九年の間、以上の事実から、その母体と成った中世寺院の存在は別としても、現在も続く同

は、筑後黒本氏の一族という。現在三寺共に山鹿市大字山鹿に所在するが、特に光姓で、長坂合戦時の長坂城主であり、一族に多くの戦死者を出している。その出自内に在ったが、承応元年(一六五二)町部に移転したものという。この寺院は星子内に在ったが、承応元年(一六五二)町部に移転したものという。この寺院は星子内に在ったが、承応元年(一六五二)町部に移転したものという。この寺院は星子内に在ったが、承応元年(一六五二)町部に移転したものという。現在三寺・田東に町所在の光専寺も同寺三世の釋行側の光専寺文書(註7)によれば、現在山鹿下町所在の光専寺も同寺三世の釋行側の

島と西に隣接すが所在した字田

して残し、その後真覚寺を下寺として組織内に組み込んだものと思われる。本姓であり、湯町が在町に成長した段階で光専寺として町部に進出、跡を真覚寺も伝々なってから、町部に進出していったものであろう。現光専寺も、南島真覚寺も佐々なってから、町部に進出していったものであろう。現光専寺も、南島真覚寺も佐々、大野寺、光顕寺は、江戸時代になり山鹿湯町が在町として成長し人が集中するようにして残し、その後真覚寺を下寺として組織内に組み込んだものと思われる。

当初真覚寺は天台宗(註8)であったが、元和元年(一六一五)もしくは寛永一



第3回 南島真覚寺跡地(現南島納骨堂

この寺は真覚寺 なっているが、 もあるが、改宗 禅宗・真言宗(註 つくという。 西本願寺の末に 八年に改宗し、 現在、廃寺と 星生山であった である。南島に の山号は法性山 あろう。真覚寺 9)とするもの 録によっては元 が、その山号が 養壽寺があった は、中世時に したのは事実で 'nЦ

配した国衆(国侍)及びその一族が祖となっている。

る。 返城主、合志親重の長男が開基と伝えられているし、殆どがこれに類するものであ ののであり、当真覚寺の場合、先の通り肥後の国衆として、合志郡一円を支配した竹

であり、宗旨は、多くが天台か禅宗等である。時代を遡ると、既成寺院に門跡として入るのは、これら国衆の総領を除く庶子達

をころが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、 ところが、天正一五年(一五八七)肥後国衆一揆が起き、国衆の勢力が一掃され、

の場に農村を教化、指導していったからである。をして置きたい。以後転身した国衆層は坊の主として江戸時代を通して、寺院をそこれらの現象を、ここでは敢えて「雰落した国衆層の華麗なる転身」と定義付け

免許は、新本願寺体制の確立にも必要な措置だったと思われる。本願寺としても、特に東・西分離後「木仏之留・御影様之留」(註5)にみられる「木仏之留」も、この「華麗なる転身」現象にさらに拍車を掛けたことであろう。願寺が諸国末寺に木仏を免許した、慶長二年(一五九七)より始まる宗主准如の願宗門徒の師弟関係は基本的には本尊の授受によって成立するといわれるが、本

会の中に組み込まれて行ったものであろう。ているが、降って寛文年間に至る間に、これら国衆一族出身者の多くは近世農村社にのるが、降って寛文年間に至る間に、これら国衆一族出身者の多くは近世農村社の後北部山鹿郡における真宗寺院の成立は、慶長年間と寛永年間がピークとなっ

として記載されている。前者が九尺に三間、後者が二間に四間と、かなりの規模をの名称を持つ建物が、二箇所に見られる。共に高持ちの本百姓の家で、別棟の建物ところで寛永一〇年(一六三三)作成の南島与人畜家数御帳の坂田村分に「仏家」

持つ建物である。

定される。 共に家主となっている息子夫婦のものではなく、その両親達の持仏堂であったと推共に家主となっている息子夫婦のものではなく、その両親達の持仏堂であったと推善通の母屋(本家)が二間に四間位であるので、母屋と変わらない規模を持つ。

思われない。そこに、在家仏教たる浄土真宗の匂いを嗅ぎ取る事が出来る。ているからである。前者は永順(五九歳)、後者は浄林(八四歳)であり俗名とはその理由は、両親共に人畜改め帳記載の父親の名前は、俗名ではなく法名を名乗っ

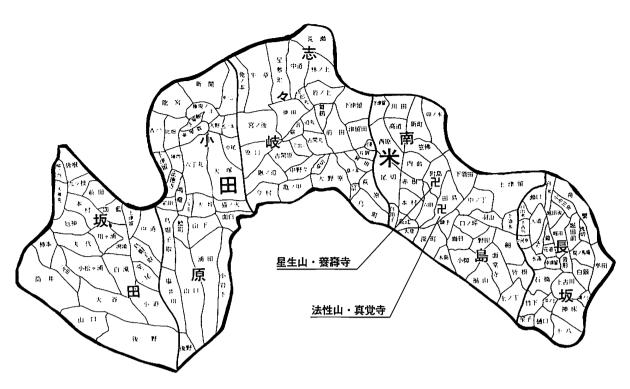
たことを推定させ得るのである。な本百姓の持仏堂が、やがて後の掛け所、通い寺となり、真宗寺院へと発展していっな本百姓の持仏堂が、やがて後の掛け所、通い寺となり、真宗寺院へと発展していって家をも、高一〇石〜二〇石余の収穫をあげる高持ち百姓である。この事は裕福

これらの仏家の存在意義は大きかったと言わねばなるまい。ろう。その意味では、寛永年間頃に山鹿郡坂田村の本百姓の屋敷地内に出現した、として、零落した国衆達の庶子・子孫達が招聘されたとしても不思議ではないであ後の真宗寺院の僧侶達の祖となったと考えられる。また、これらの持仏堂の管理者そして、村落住民から招聘され住み着いたのが、

3開山の動機とその時期

を創設したとも伝える。 な合戦で戦死した実父の親重、伯父隆賢等一族の菩提を弔うため、戦死の地に一堂 郡南島に創立(註6)したとある。また、伝承等では、天正五年(一五七七)の長 志氏滅亡の後、剃髪して法号慶西と称し、天正一五年(一五八七)に真覚寺を山鹿 江戸時代の記録によれば、合志郡竹迫の城主であった合志親重の子、熊太郎が合

中に混じって中世時の五輪塔や宝篋印塔等の残存が見られるが、開山の墓石の可能現在も、南島真覚寺旧境内南側には、歴代住職の供養碑や墓碑が所存する。その



第2図 旧米田村の小字図 (明治10年代作成の村図を基礎とする)

説を残す百歳が池は、蛇行する菊池川の三ヵ月湖の跡と思われる。

かつて川舟着場もあったのであろう。現在は埋め立てられ消滅しているが、業平伝

②真宗の伝播と国衆一族の転身

菊鹿町上永野所在の光厳寺所蔵文書「顕如の消息」(註3)には、宛名が泉州門在の堺市、泉州門徒中から豊後に上陸し、肥後国に到っている事が判明している。先学諸氏の研究では、九州肥後への浄土真宗の伝播は、石山本願寺膝元である現

徒中となっており、

真宗伝播の経路を示している。

慶長年間の木仏の留には寺名が見えない。を受けている。しかし、同じく南島所在の真覚寺は、創立時他宗派であったためか、を受けている。しかし、同じく南島所在の真覚寺は、創立時他宗派であったためか、五ヵ寺が見られる。肥後国北部の隣接郡部における免許寺院の数も、慶長一六年、因みに、慶長年間にこの木仏の留に記載された山鹿郡における門末の願主寺院は、

たであろう」事を推察しておられる。池家浪人の事例を挙げ「はっきりしたことは不明であるが、浪人出身者がかなりいはいかなる階層の人達であったか。圭室文雄氏は、その研究論文(註4)の中で菊さて、戦国末期の地方小村落に、浄土真宗の道場や小寺院を創設していった人々

肥後国誌や各寺院に残る寺伝等では、殆どの場合、中世時に地元の狭い範囲を支

小村落における近世浄土真宗寺院の成立と展開

旧 山 鹿 郡 南 嶋 村 所 在 真 覚 寺 の 場

合

桑原

憲彰

はじめに

先学・研究者の研究結果によれば、熊本における浄土真宗の伝播と寺院の成立は、



地他宗の強い かも、殆ど在 けて時期的波 戦国末期から たという。し 成立していっ を描きながら 江戸初期にか

もと (註1) 絶対的優位の こともなく、 抵抗を受ける

肥後国内に広 地ともいえる がっていった 宗教的未開拓

天正一五年に ような状況を 今回はこの

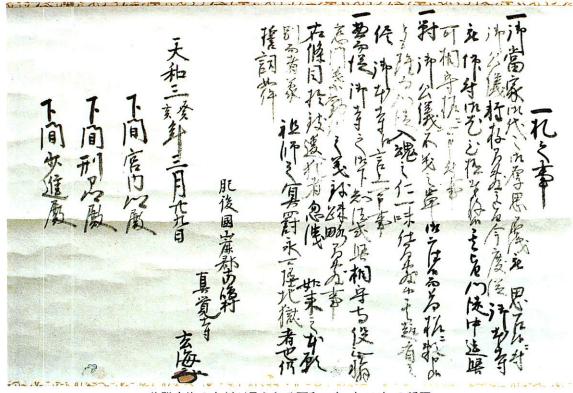
> 方における浄土真宗寺院の創設と展開を辿って見たいと思う。 山鹿郡南島に開山された「法性山、 真覚寺」という一地方小寺院を通して、山鹿地

①南島真覚寺の位置と地形

Ħ のような場所に立地していたため、度々水害の被害を受けている。真覚寺の過去帳 う。字名の田島からも窺えるように、寺の所在地は周囲より若干高く島状をなして ているが、かつて梅雨期の大洪水時には集落の所在する微高地を残し、一面の大湖 川の左岸に当たり広大な菊池川の氾濫原に位置する。現在、この一帯は水田となっ 田のことであろう。また、面堂寺など廃寺跡を推定せしむる字名も残っている。現 り、下須田(下司田)は、荘園領主から下司職に与えられた給田、つまり荘官所有 られ、村の成立時期の古さを物語っている。六田・口ノ坪は古代条里制の名残であ 内曲や中ノ丁等の字名を持つ小集落が水田内に点在している。周辺の字名には、 島村は、旧豊前街道沿いに位置する小村落で、村の始源地と思われる本村を中心に、 寺に残る什物には「肥之後州山鹿郡南嶋村真覚寺」等の墨書銘が見られる。この南 たという。江戸時代、南島村の北方菊池川沿いには、修理は民費による堤防が設け いるが、寺院跡の前面を菊池川の小支流である岩原川が北流している。寺院は、こ 水が出現する箇所であった。南島の地名も、恐らくこの状況から生じたものであろ (註2)にも、大洪水の記録が残されており、 真覚寺創設の地は、現在の山鹿市大字南島字田島一七三四番地 真覚寺旧境内地には、南島納骨堂が建てられている。当該地は、蛇行する菊池 口ノ坪、下須田、下須木等の古代、中世時の名残を留める地名(第2図)も見 洪水から村を護っていた。また沿岸近くに上津留、下津留の字名も残るので、 激しい時には本堂の床上浸水もあっ (第1図) である。



山鹿真覚寺の楼門と本堂



住職玄海の血判が見られる天和三年(1683)の誓詞

平成9年度研究紀要

第 3 集

目 次

小村落における近世浄土真宗寺院の成立と展開 桑原 憲彰 ---- 旧山鹿郡南嶋村所在真覚寺の場合 ----

1、本文編

$\overline{}$	は	10	w	1 ~
ι,	144	L	W)	4

	1、	南島真	[覚寺の	位置と	地形·		• • • • • • •		• • • • • • •	• • • • • • •		•••••	1
	2、	真宗の	(伝播と	国衆一	族の	眃身…		•••••	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • •	2
	3、	開山の	動機と	その時	婷期 ····		• • • • • • •	•••••				•••••	3
	4、	改宗に	に続く安	定・充	芝 実期	と本末	制度・			• • • • • • •			6
	5、	寺院の	生活と	: それを	支え	た人達	ġ	•••••					8
	6、	歴代の)住職概	モ観		• • • • • •		• • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	10
	7、	真覚寺	₣懸案の)問題…		• • • • • •		• • • • • • • •	•••••		•••••	•••••	11
	8、	浄土真	[宗寺院	党の成立	[と展	荆	• • • • • • •				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	12
	9、	存亡危	立機の時	持代		•••••		• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	•••••	16
2,	関	「係」	資料	集									
	1、	真覚も	F関係文	て献史ギ	¥·····	• • • • • • •		• • • • • • • •			•••••	•••••	20
	2、	同	歴代住	E職略系	《図…	• • • • • • •	•••••					•••••	24
	3、	司											
	4、	牧野家	ではた。										
	5、		· 歷史年										
	6		一个一										

平成 10 年 3 月

熊本県立装飾古墳館





この電子書籍は、熊本県立装飾古墳館 研究紀要 第3集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。 底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、全国の歴史博物館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名:熊本県立装飾古墳館研究紀要 第3集

発行:熊本県立装飾古墳館

〒861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地

電話:0968-36-2151

URL : http://kofunkan.pref.kumamoto.jp/

電子書籍制作日:西暦 2018年6月1日